

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
営業秘密又は防護上の観点から  
公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-483 改 4
提出年月日	平成 30 年 9 月 18 日

## V-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添）

## 目次

1. 概要	1
2. 設定根拠に関する説明書（別添）	2
2.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2
2.1.1 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	2
2.2 計測制御系統施設	5
2.2.1 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置	5
2.2.2 非常用窒素供給系高压窒素ボンベ	10
2.2.3 非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベ	12
2.3 放射線管理施設	14
2.3.1 小型船舶	14
2.4 原子炉格納施設	15
2.4.1 泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）	15
2.4.2 泡混合器	16
2.4.3 汚濁防止膜（可搬型）	17
2.5 非常用電源設備	20
2.5.1 メタルクラッド開閉装置	20
2.5.2 パワーセンタ	22
2.5.3 モータコントロールセンタ	25
2.5.4 動力変圧器	29
2.5.5 メタルクラッド開閉装置 HPCS	32
2.5.6 モータコントロールセンタ HPCS	34
2.5.7 動力変圧器 HPCS	36
2.5.8 緊急用断路器	38
2.5.9 緊急用メタルクラッド開閉装置	40
2.5.10 緊急用動力変圧器	42
2.5.11 緊急用パワーセンタ	44
2.5.12 緊急用モータコントロールセンタ	46
2.5.13 緊急用計装交流主母線盤	49
2.5.14 緊急用電源切替盤	51
2.5.15 緊急用無停電計装分電盤	55
2.5.16 緊急用直流 125V 充電器	56
2.5.17 緊急用直流 125V 主母線盤	57
2.5.18 緊急用直流 125V モータコントロールセンタ	58
2.5.19 緊急用直流 125V 計装分電盤	59

2.5.20	緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海，東海第二発電所共用）	61
2.5.21	緊急時対策所用動力変圧器（東海，東海第二発電所共用）	62
2.5.22	緊急時対策所用パワーセンタ（東海，東海第二発電所共用）	64
2.5.23	緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海，東海第二発電所共用）	66
2.5.24	緊急時対策所用 100V 分電盤（東海，東海第二発電所共用）	70
2.5.25	緊急時対策所用直流 125V 主母線盤（東海，東海第二発電所共用）	74
2.5.26	緊急時対策所用直流 125V 分電盤（東海，東海第二発電所共用）	75
2.5.27	可搬型代替低圧電源車接続盤	76
2.5.28	可搬型代替直流電源設備用電源切替盤	78
2.5.29	可搬型整流器用変圧器	79
2.5.30	直流 125V 主母線盤	81
2.5.31	直流 125V モータコントロールセンタ	82
2.5.32	非常用無停電計装分電盤	83
2.5.33	直流 125V 主母線盤 HPCS	84
2.5.34	直流±24V 中性子モニタ用分電盤	85
2.6	浸水防護施設	86
2.6.1	防護カバー	86

## 1. 概要

本資料は、別添1の「技術基準要求機器リスト」にて選定された設備について「設定根拠に関する説明書（別添）」を作成し、仕様設定根拠を説明するものである。

2. 設定根拠に関する説明書（別添）  
 2.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
 2.1.1 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置

名 称		使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置
容 量	L/min	<input type="text"/> 以上 (605)
個 数	一	1

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時に使用済燃料貯蔵槽である使用済燃料プールの状態監視に使用する使用済燃料プール監視カメラの付属設備である使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、以下の機能を有する。

使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、使用済燃料プール監視カメラを設置する原子炉建屋原子炉棟 EL. 46. 50 m における重大事故等時の環境温度 100 °C を考慮して、カメラ本体に空気を供給し冷却することで、重大事故等時における機能維持を図るために設置する。

使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、使用済燃料プール監視カメラに空気を供給する空気圧縮機、供給する空気の温度上昇を防止するための冷却器、除湿器、配管等で構成し、原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟内に設置する。

系統構成は、使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を常設設備とし、中央制御室にて空冷装置の弁操作及び起動操作が可能であり、想定される重大事故等時の環境下においても、確実に操作できる設計とする。

## 1. 容量の設定根拠

使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の空気圧縮機から供給される空気が使用済燃料プール監視カメラの入口で  °C 以下になるように必要流量を設定する。

使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の必要流量（空気圧縮機出口）が  L/min であることから、空気圧縮機の容量を  L/min 以上とする。

なお、公称値については、空気圧縮機に要求される必要流量（空気圧縮機出口）  L/min を上回る 605 L/min × 1 台とする。

表 2.1.1-1 必要流量及び評価温度

	必要流量 (空気圧縮機出口) (L/min)	評価温度 (°C)
使用済燃料プール 監視カメラ用空冷装置	<input type="text"/>	<input type="text"/>

使用済燃料プール監視カメラの入口温度の計算及び空気圧縮機の必要流量（空気圧縮機出口）の算出は、以下の手順に沿って行う。

空気圧縮機の必要流量（空気圧縮機出口）の算出に必要な条件は以下の通り。

- ・ 使用済燃料プール監視カメラの入口温度 :  °C 以下<sup>\*1</sup>
- ・ 原子炉建屋原子炉棟配管入口温度 :  °C<sup>\*2</sup>
- ・ 周囲温度 : 原子炉建屋原子炉棟 (EL. 46.50 m) 100 °C<sup>\*3</sup>

(使用済燃料プール監視カメラ、冷却器設置場所)

原子炉建屋付属棟 (EL. 23.00 m) 46 °C<sup>\*4</sup>

(空気圧縮機、除湿器設置場所)

- ・ 冷却器の冷風率 : 35 %<sup>\*5</sup>

注記 \*1 : カメラ映像機能は温度曝露試験にて  °C の環境下まで監視可能であることを確認している。

\*2 : 同一機器を使用した試験を実施しており、原子炉建屋付属棟内空調機械室の環境温度である 46 °C となる周辺温度環境を設定して試験をした結果、除湿器出口の温度は  °C 以下となることを確認している。

\*3 : 添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」により 100 °C に設定している。

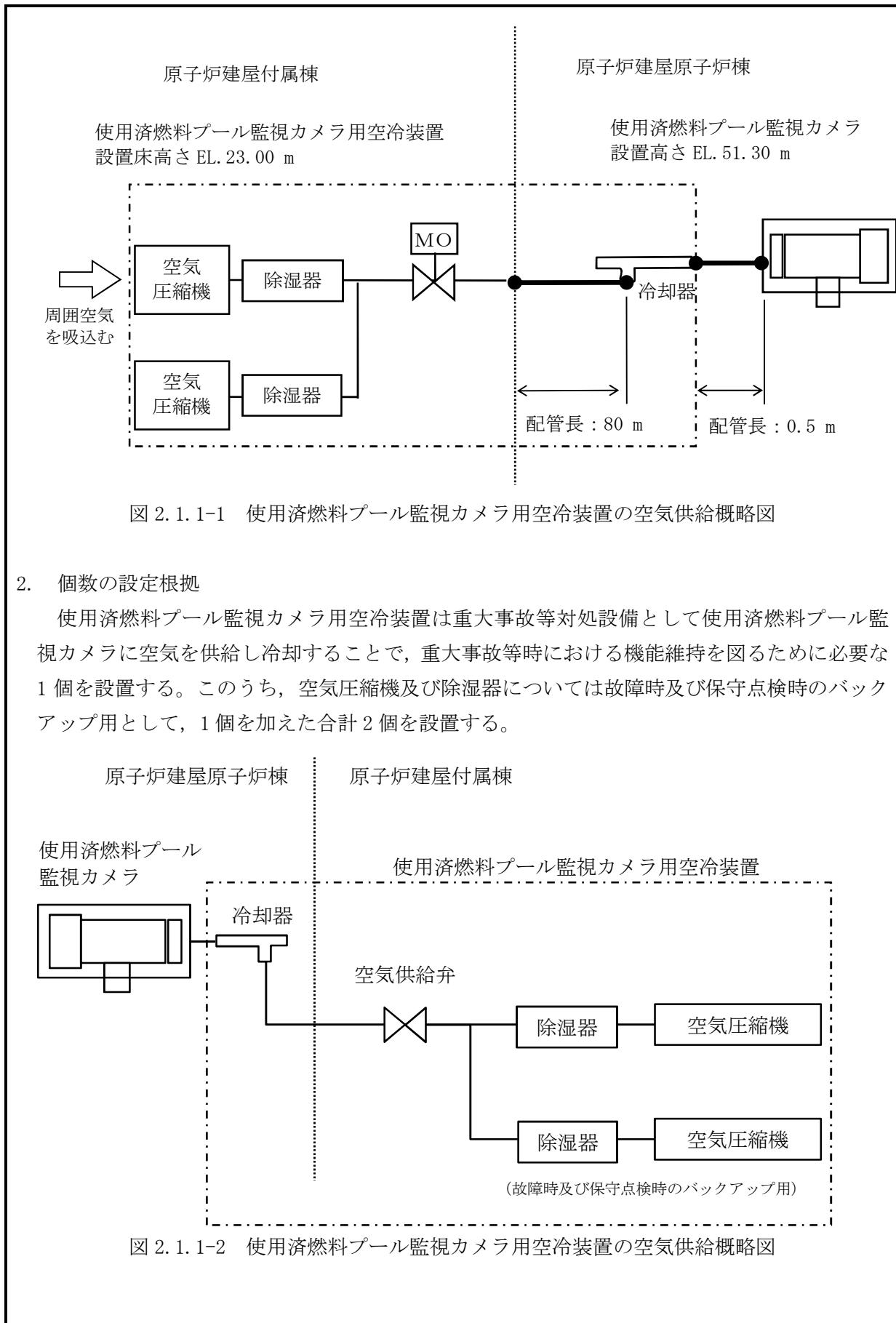
\*4 : 添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」により 46 °C に設定している。

\*5 : メーカによる同一機器を使用した試験により、冷風率 35 %において冷却器の出口温度は入口温度より  °C 低下した空気を供給できることを確認している。

- a. 使用済燃料プール監視カメラの必要最低流量を満足するよう必要流量（空気圧縮機出口）を任意に与える。
- b. 設定された必要流量（空気圧縮機出口）を用いて、空気圧縮機入口から使用済燃料プール監視カメラ入口に向けて温度を算出する。
- c. 上記の計算を使用済燃料プール監視カメラ入口まで行い、 °C 以下であることを確認する。

(解析結果が  °C 以上になった場合には、使用済燃料プール監視カメラへの空気流量を増加させ、a. に戻り再度計算を行い、 °C 以下となるまで流量を与える。)

以上より、必要流量（空気圧縮機出口）  L/min 時の使用済燃料プール監視カメラ入口の評価温度は  °C となる。



## 2.2 計測制御系統施設

### 2.2.1 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置

名 称		格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置
圧縮機吐出圧力	MPa	0.73 以上
圧 縮 機 容 量	L/min	5.25 以上
冷 却 器 容 量	kJ/h	35.7 以上
窒素ボンベ個数	—	4 以上
空 調 機 容 量	kW	□ 以上 (5.1)

#### 【設定根拠】

##### (概要)

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための監視設備（水素及び酸素濃度監視）として、原子炉格納容器内の雰囲気ガスを格納容器内水素濃度（S A）及び格納容器内酸素濃度（S A）へ供給するために設置する。

系統構成は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置を常設設備とし、中央制御室にて起動操作が可能であり、想定される重大事故等時の環境下においても、確実に操作できる設計とする。

#### 1. 圧縮機吐出圧力の設定根拠

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の圧縮機を重大事故等対処設備として使用する場合の吐出圧力は、当該ガスサンプリング装置の運転圧力 0.065 MPa [abs]、原子炉格納容器の重大事故等時における使用圧力 0.62 MPa 及びサンプリングガスの流路中の圧力損失を考慮し、その合計値を上回る圧力として 0.73 MPa 以上とする。

#### 2. 圧縮機容量の設定根拠

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の圧縮機を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、水素濃度及び酸素濃度の計測に必要な容量 5.25 L を 1 分以内に当該ガスサンプリング系統外に排出できる容量として 5.25 L/min 以上とする。

#### 3. 冷却器容量の設定根拠

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の冷却器を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、120 °Cに制御されたキャビネット内から供給されるサンプリングガスを、酸素濃度計測に必要な 5 °Cに冷却するために必要な容量とする。サンプリングガスの条件は、格納容器ベント実施後、非凝縮性ガスが排出され原子炉格納容器内が蒸気で満たされた状態を考慮し、水蒸気濃度 100 %とする。

冷却器に流入するサンプリングガスが有する熱量は以下の通り。

除熱を必要とするサンプリングガスの質量mを比重  $\rho$  と冷却器の容積Vにより求める。

$$\begin{aligned} m &= \rho \times V \\ &= 1.122 \times 50 \times 10^{-6} \\ &= 5.61 \times 10^{-5} [\text{kg}] \end{aligned}$$

m : サンプリングガス質量[kg]  
 $\rho$  : サンプリングガスの比重=1.122 kg/m<sup>3</sup>  
V : 冷却器の容積=50 cm<sup>3</sup>

上記により求めたサンプリングガスを 120 °Cから 5 °C (温度差 115 °C) に冷却するために必要な除熱量を求める。

(潜熱分 : Q<sub>1</sub>)

$$\begin{aligned} Q_1 &= 5.61 \times 10^{-5} \times 2706 \times 1000 \\ &= 151.8 \text{ J} \end{aligned}$$

120 °Cにおける飽和蒸気のエンタルピ=2706 kJ/kg

(顯熱分 : Q<sub>2</sub>)

$$\begin{aligned} Q_2 &= 5.61 \times 10^{-5} \times 7.13 \times 1000 \times 115 \\ &= 46.0 \text{ J} \end{aligned}$$

120 °Cにおける飽和蒸気のエントロピ=7.13 kJ/(kg · K)

(総熱量 : Q)

$$\begin{aligned} Q &= Q_1 + Q_2 \\ &= 151.8 + 46.0 \\ &= 197.8 \text{ J} \end{aligned}$$

上記で算出したサンプリングガスの総熱量を、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置により設定された 20 秒で除去可能な容量として 35.7 kJ/h 以上とする。

#### 4. 窒素ボンベ個数の設定根拠

重大事故等時に使用する格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の窒素ボンベは、高压ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ボンベを使用する。このため、本ボンベの容量は一般汎用型の窒素ボンベの標準容量 46.7 NL/個となる。

格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の窒素ボンベの本数は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置を 7 日間運転するために必要な数を確保する。

格納容器ガスサンプリング装置 1 系統について、1 日当たりの窒素消費量は以下の通り。
①格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の検出ラインにサンプリングガスを押し込むための消費量 =480 NL/日
②格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の空気作動弁を駆動させるための消費量 =155 NL/日
③格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の冷却器にて発生した凝縮水を原子炉格納容器内に押し込むための消費量 =330 NL/日

上記①～③より合計は 965 NL/日である。格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置は多重性を考慮し、2 系列設置することから、7 日間の運転における窒素消費量は 13510 NL である。

窒素ボンベ 1 個当たりの供給量  $S_b$  は、ボンベ使用下限圧力  $P_2$  を設定し、ボンベ初期充填圧力  $P_1$  及びボンベ容量  $V_b$  の関係から下記の式で求める。なお、ボンベ使用下限圧力  $P_2$  は重大事故等時における原子炉格納容器の使用圧力 0.62 MPa を考慮し、0.8 MPa[abs] に設定する。

$$\begin{aligned} S_b &= \frac{P_1 - P_2}{P_N} \times V_b \\ &= \frac{14.8 - 0.8}{0.1013} \times 46.7 \\ &= 6454 [\text{NL}/\text{個}] \end{aligned}$$

$S_b$  : ボンベによる供給量[NL/個]

$P_1$  : ボンベ初期充填圧力=14.8 MPa[abs]

$P_2$  : ボンベ使用下限圧力=0.8 MPa[abs]

$P_N$  : 大気圧=0.1013 MPa[abs]

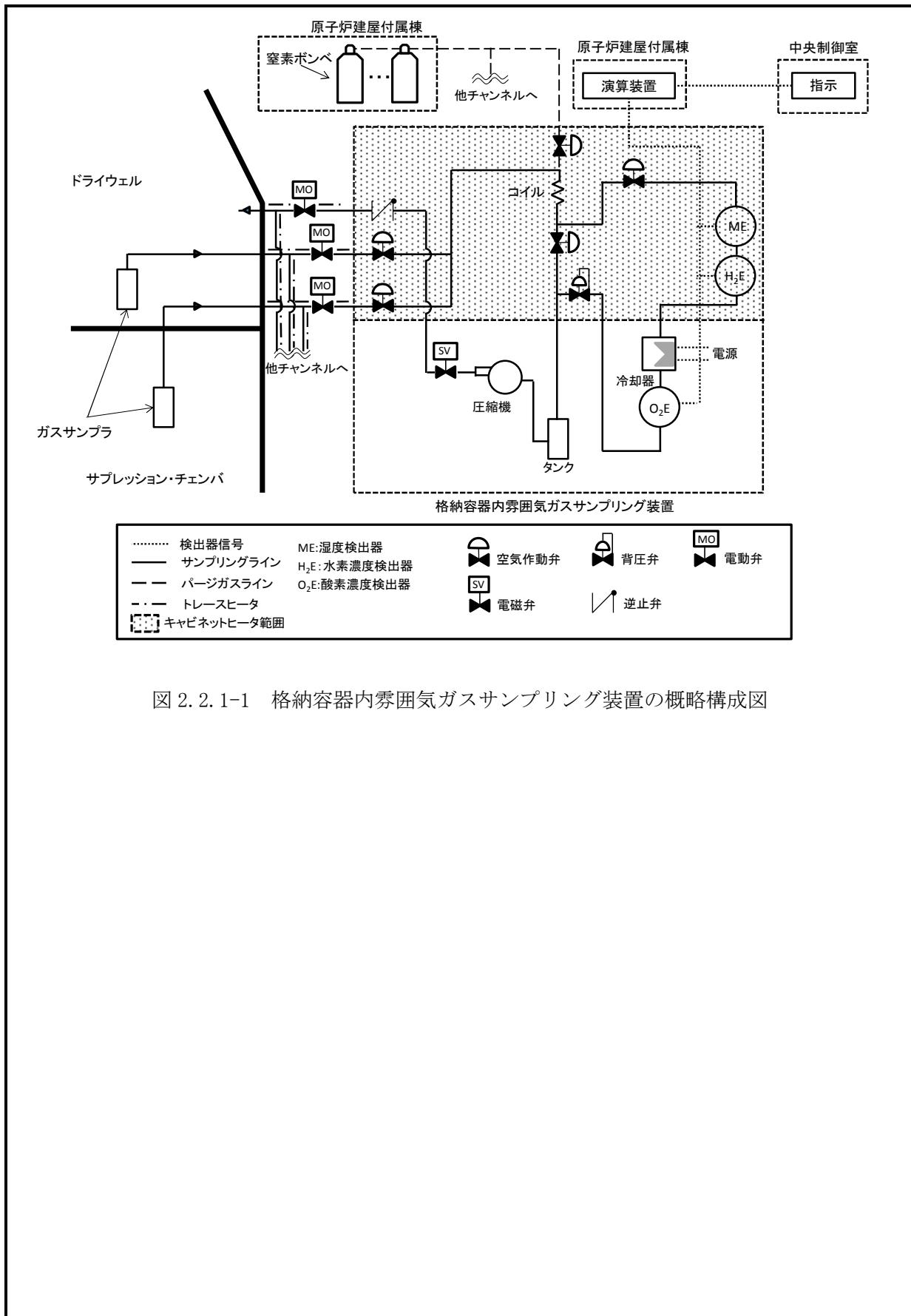
$V_b$  : ボンベ容量=46.7 L/個

上記より、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置を 7 日間運転するために必要な窒素ボンベの個数  $M$  は以下となる。

$$6454 \times M > 13510$$

$$M > 2.09$$

よって、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の窒素ボンベの本数は 2.09 個となることから、必要な本数は 3 個となるため、窒素ボンベは 3 個を上回る 4 個以上とする。



## 5. 空調機容量の設定根拠

空調機は、断熱材の内部温度を格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の最高使用温度である66°C以下に維持するため、断熱材内部の機器発熱量を除熱するために設置する。

空調設備は、図2.2.1-2のとおり断熱材内部に空調機を設置し、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に空気を供給する。格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の空調用冷却水は、屋外に新設する冷凍機及び冷水ポンプから供給し空調機内にて空気との熱交換を行う。

空調機を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、断熱材内部の機器発熱量が、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置が□ kW、空調機は□ kW、合計□ kWであることから、断熱材内部の機器発熱量を除熱できる容量として□ kW以上とする。

なお、公称値は、空調機に要求される必要容量を上回る5.1 kWとする。

なお、サンプリング装置の空調機の冷却容量は、空調機に通水する冷却水量によって性能が担保される。5.1 kWの冷却容量の性能を発揮するために必要な冷却水量は0.9 m<sup>3</sup>/hであり、格納容器内ガスサンプリング装置は2系統あることから、1.8 m<sup>3</sup>/h以上の冷却水を供給できる設計とする。

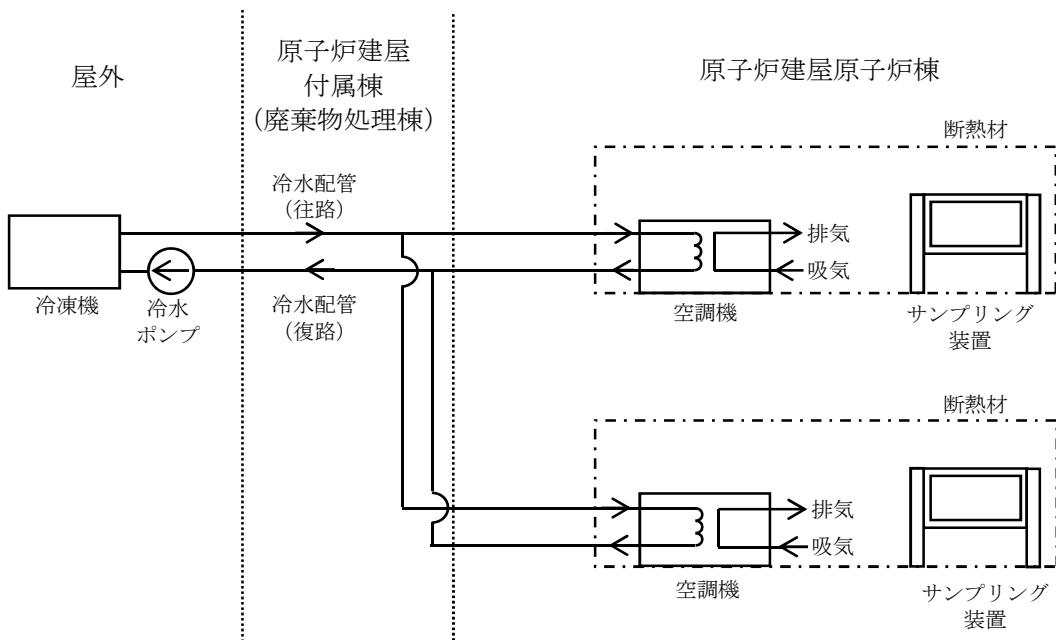
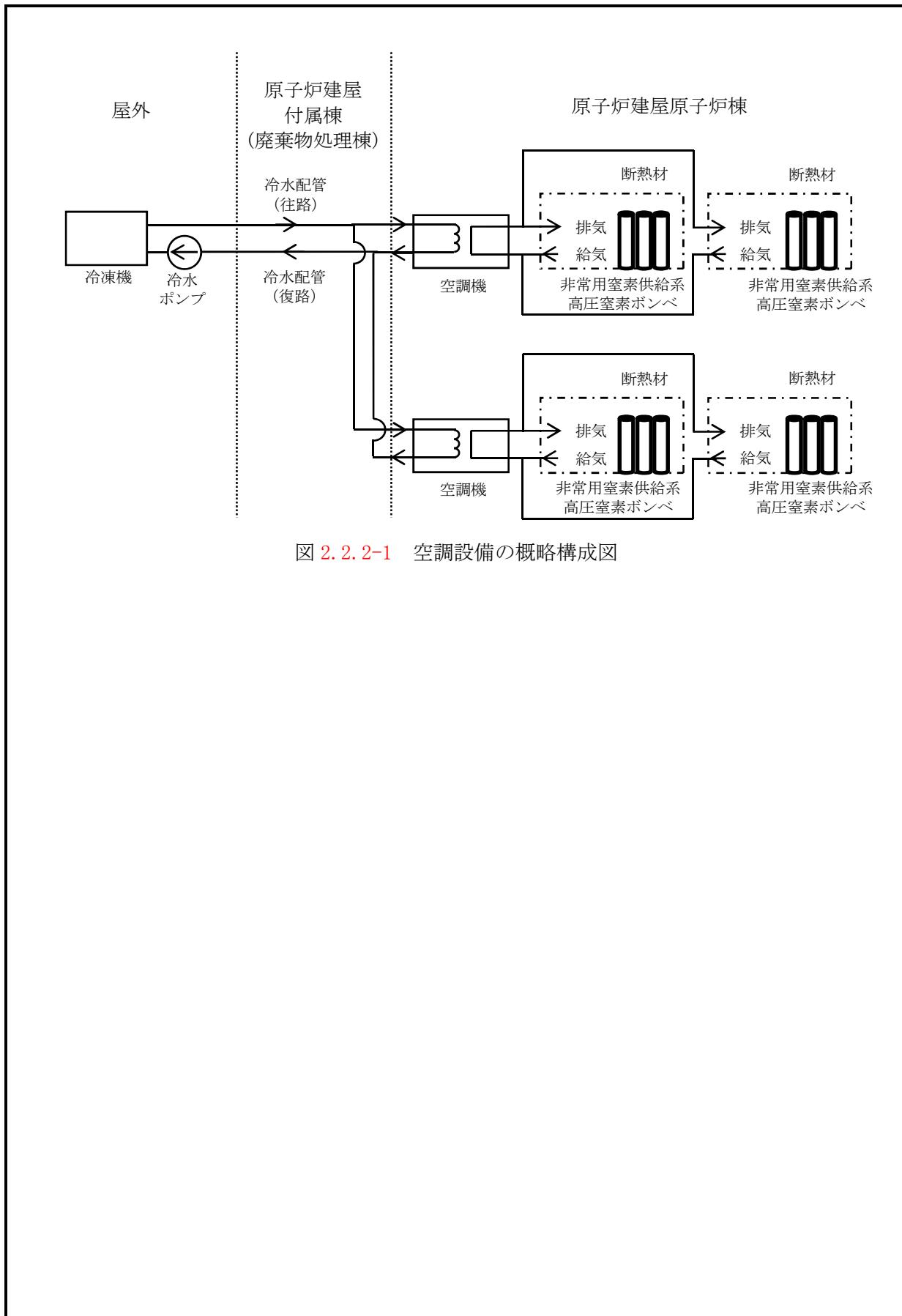


図2.2.1-2 空調設備の概略構成図

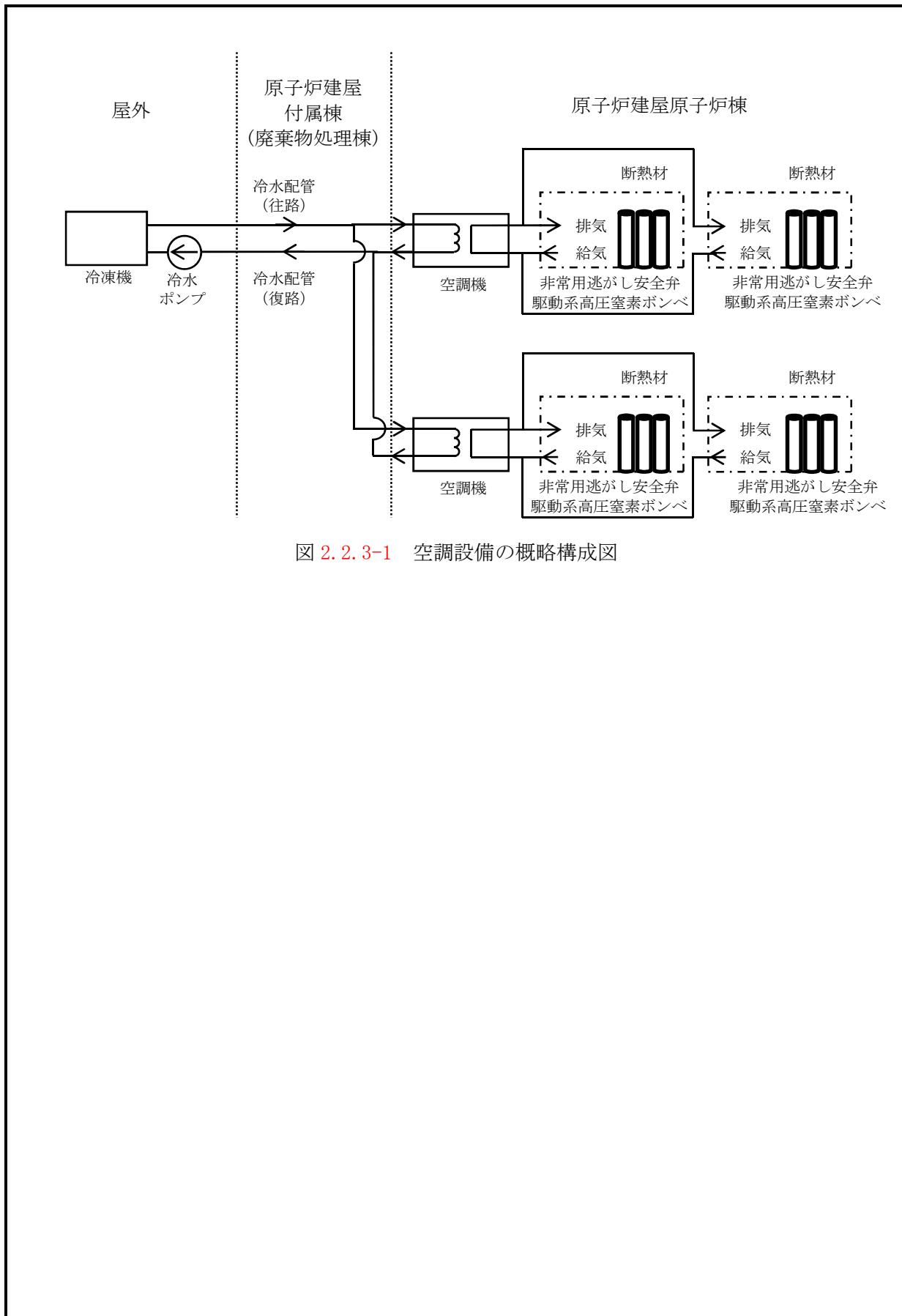
### 2.2.2 非常用窒素供給系高压窒素ボンベ

名 称	非常用窒素供給系高压窒素ボンベ	
空 調 機 容 量	kW	<input type="text"/> 以上 (8.5)
<b>【設定根拠】</b>		
(概要)		
<p>非常用窒素供給系高压窒素ボンベは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な逃がし安全弁（自動減圧機能）に窒素を供給するために設置する。</p>		
<p>系統構成は、逃がし安全弁の作動に必要な自動減圧機能用アキュムレータ及び逃がし安全弁制御用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合において、逃がし安全弁機能回復として非常用窒素供給系高压窒素ボンベより自動減圧機能用アキュムレータに窒素を供給し、逃がし安全弁（自動減圧機能）を作動させることで原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p>		
<p>非常用窒素供給系高压窒素ボンベの空調機は、断熱材の内部温度を非常用窒素供給系高压窒素ボンベの最高使用温度である40 °C以下に維持するため、断熱材内部を除熱する目的で設置する。</p>		
<p>空調設備は、図2.2.2-1のとおり断熱材外部の原子炉建屋原子炉棟内に空調機を設置し、断熱材内に空気を供給する。非常用窒素供給系高压窒素ボンベの空調用冷却水は、屋外に新設する冷凍機及び冷水ポンプから供給し空調機にて空気との熱交換を行う。</p>		
<p>1. 空調機容量の設定根拠</p> <p>空調機を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、断熱材外部からの入熱量が<input type="text"/>kWであること、1つの空調機で2箇所の断熱材内の非常用窒素供給系高压窒素ボンベを冷却することから、断熱材外部からの入熱量を除熱できる容量として<input type="text"/>kW以上とする。</p>		
<p>なお、公称値は、空調機に要求される必要容量を上回る8.5 kWとする。</p>		
<p>なお、非常用窒素供給系高压窒素ボンベの空調機の冷却容量は、空調機に通水する冷却水量によって性能が担保される。8.5 kWの冷却容量の性能を発揮するために必要な冷却水量は1.5 m<sup>3</sup>/hであり、非常用窒素供給系高压窒素ボンベの空調機は2系統あることから、3.0 m<sup>3</sup>/h以上の冷却水を供給できる設計とする。</p>		



### 2.2.3 非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベ

名 称	非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベ	
空 調 機 容 量	kW	<input type="text"/> 以上 (8.5)
<b>【設定根拠】</b>		
(概要)		
<p>非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な逃がし安全弁（非常用逃がし安全弁駆動系付）に窒素を供給するために設置する。</p>		
<p>系統構成は、逃がし安全弁の作動に必要な自動減圧機能用アクチュエータ及び逃がし安全弁制御用アクチュエータの供給圧力が喪失した場合において、逃がし安全弁機能回復として非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベより逃がし安全弁（逃がし弁機能）に直接窒素を供給し、逃がし安全弁（逃がし弁機能）2個を作動させることで原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。また、非常用逃がし安全弁駆動系は、2系列設置し、1系列で逃がし安全弁（逃がし弁機能）2個を作動させることができる設計とする。</p>		
<p>非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベの空調機は、断熱材の内部温度を非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベの最高使用温度である40 °C以下に維持するため、断熱材内部を除熱する目的で設置する。</p>		
<p>空調設備は、図2.2.3-1のとおり断熱材外部の原子炉建屋原子炉棟内に空調機を設置し、断熱材内に空気を供給する。非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベの空調用冷却水は、屋外に新設する冷凍機及び冷水ポンプから供給し空調機内にて空気との熱交換を行う。</p>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>空調機容量の設定根拠</li> </ol>		
<p>空調機を重大事故等対処設備として使用する場合の容量は、断熱材外部からの入熱量が<input type="text"/>kWであること、1つの空調機で2箇所の断熱材内の非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベを冷却することから、断熱材外部からの入熱量を除熱できる容量として<input type="text"/>kW以上とする。</p>		
<p>なお、公称値は、空調機に要求される必要容量を上回る8.5 kWとする。</p>		
<p>なお、非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベの空調機の冷却容量は、空調機に通水する冷却水量によって性能が担保される。8.5 kWの冷却容量の性能を發揮するために必要な冷却水量は1.5 m<sup>3</sup>/hであり、非常用逃がし安全弁駆動系高压窒素ボンベの空調機は2系統あることから、3.0 m<sup>3</sup>/h以上の冷却水を供給できる設計とする。</p>		



## 2.3 放射線管理施設

### 2.3.1 小型船舶

名 称	小型船舶	
個 数	一	1 (予備 1)

**【設定根拠】**

(概要)

小型船舶は、重大事故等対処設備として、重大事故等時において発電所の周辺海域にて発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために使用する。

1. 個数の設定根拠

小型船舶の保有数については1個とする。故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。

## 2.4 原子炉格納施設

### 2.4.1 泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）

名 称		泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）
容 量	m <sup>3</sup> /個	1
個 数	—	5（予備 5）

#### 【設定根拠】

##### (概要)

泡消火薬剤容器は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制する設備のうち、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への泡消火薬剤として、放水砲をホースにより海を水源とする可搬型代替注水大型ポンプと接続し、泡混合器を使用して、泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）内の泡消火薬剤と海水を混合しながら原子炉建屋周辺へ放水が可能な設計とする。

#### 1. 容量の設定根拠

泡原液の容量は、空港に配備されるべき防災レベル等について記載されている、国際民間航空機関（I C A O）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という。）を基に設定する。

設定にあたっては、空港業務マニュアルで離発着機の大きさにより空港カテゴリーが定められており、最大であるカテゴリー10を適用する。また、保有している泡消火薬剤は、1%水成膜泡消火薬剤であり、空港業務マニュアルでは性能レベルBに該当する。

空港カテゴリー10かつ性能レベルBの泡消火薬剤に関しては、混合水溶液32300 L(32.3 m<sup>3</sup>)を11200 L/min (672 m<sup>3</sup>/h)で放射することが要求されている。

必要な泡消火薬剤原液は、32300 L (32.3 m<sup>3</sup>) × 1 % = 323 L (0.323 m<sup>3</sup>)に対して、空港業務マニュアルでは2倍の量323 L × 2 = 646 L (0.646 m<sup>3</sup>)を保有することが規定されている。

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災においては、燃料の漏えいが拡大する可能性があることから、泡消火薬剤の容量は空港業務マニュアルで定められた規定量0.646 m<sup>3</sup>に余裕を考慮し、5 m<sup>3</sup>とする。なお、泡消火薬剤の容量5 m<sup>3</sup>は、空港業務マニュアルにて要求されている672 m<sup>3</sup>/hを上回る1338 m<sup>3</sup>/hで約20分放射できる量である。

以上により、泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）の容量は、泡消火薬剤の必要容量5 m<sup>3</sup>を保管できる容量として5 m<sup>3</sup>（1 m<sup>3</sup>/個の泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）を5個）とする。

#### 2. 個数の設定根拠

泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）の保有数は、航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な泡消火薬剤を保管できる5個及び予備5個の計10個保管する。

#### 2.4.2 泡混合器

名 称		泡混合器
個 数	一	1 (予備 1)

**【設定根拠】**

(概要)

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための泡混合器は、以下の機能を有する。

泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、可搬型代替注水大型ポンプ、放水砲及び泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。系統概要図を図 2.4.2-1 に示す。

1. 個数の設定根拠  
泡混合器の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と故障時及び保守点検時のバックアップ用としての予備として1個の合計2個を保管する。

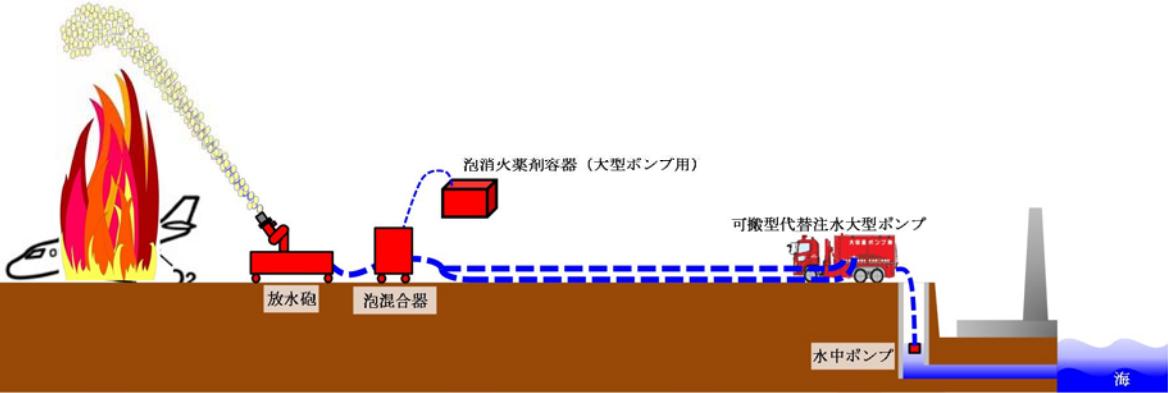


図 2.4.2-1 航空機燃料火災への泡消火 系統概要図

### 2.4.3 汚濁防止膜（可搬型）

名 称			汚濁防止膜（可搬型）
高さ	雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8	m	約3
	雨水排水路集水枠-5, 6, 9	m	約2
	放水路-A, B, C	m	約4
幅	雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8	m	約3
	雨水排水路集水枠-5, 6, 9	m	約3
	放水路-A, B, C	m	約4
個数	—		24(予備24)

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時に使用する汚濁防止膜（可搬型）は、以下の機能を有する。

汚濁防止膜（可搬型）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、重大事故等対処設備として海洋への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。

汚濁防止膜（可搬型）は、汚染水が発電所から海洋に流出するまでに通る排水路に設置された雨水排水路集水枠9箇所及び放水路3箇所の計12箇所に設置することで、大気への放射性物質の拡散を抑制するため放水砲による放水を実施した場合において、放水によって取り込まれた放射性物質の海洋への拡散を抑制できる設計とする。

汚濁防止膜（可搬型）の設置位置を図2.4.3-1に示す。

#### 1. 高さの設定根拠

##### 1.1 雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8

重大事故等時に雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8に設置する汚濁防止膜（可搬型）の高さは、フロート式（カーテン付）であることから、集水枠の水深を考慮し、雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8の底部まで届く高さである約3mとする。

##### 1.2 雨水排水路集水枠-5, 6, 9

重大事故等時に雨水排水路集水枠-5, 6, 9に設置する汚濁防止膜（可搬型）の高さは、フロート式（カーテン付）であることから、集水枠の水深を考慮し、雨水排水路集水枠-5, 6, 9の底部まで届く高さである約2mとする。

##### 1.3 放水路-A, B, C

重大事故等時に放水路-A, B, Cに設置する汚濁防止膜（可搬型）の高さは、フロート式（カーテン付）であることから、放水路の水深を考慮し、放水路-A, B, Cの底部まで届く高さである約4mとする。

## 2. 幅の設定根拠

### 2.1 雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8

重大事故等時に雨水排水路集水枠-1, 2, 3, 4, 7, 8 に設置する汚濁防止膜（可搬型）の幅は、雨水排水路集水枠の幅が約 3 m であることから、雨水排水路集水枠 1 箇所に対し約 3 m とする。

### 2.2 雨水排水路集水枠-5, 6, 9

重大事故等時に雨水排水路集水枠-5, 6, 9 に設置する汚濁防止膜（可搬型）の幅は、雨水排水路集水枠の幅が約 3 m であることから、雨水排水路集水枠 1 箇所に対し約 3 m とする。

### 2.3 放水路-A, B, C

重大事故等時に放水路-A, B, C に設置する汚濁防止膜（可搬型）の幅は、1 つの水路を閉止することのできる幅が約 4 m であることから、放水路 1 箇所に対し約 4 m とする。

## 3. 個数の設定根拠

汚濁防止膜（可搬型）は、放射性物質拡散抑制機能の信頼性向上のため、それぞれの雨水排水路集水枠及び放水路に対して二重に計 2 本設置することとし、雨水排水路集水枠 9 箇所の設置場所に計 18 本及び放水路 3 箇所の設置場所に計 6 本の合計 24 本使用する設計とする。

予備については、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して 2 本の計 24 本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所 12 箇所分の合計 48 本を保管する。

汚濁防止膜（可搬型）の個数の内訳について表 2.4.3-1 に示す。

表 2.4.3-1 汚濁防止膜（可搬型）の個数

名 称	設置箇所数 (箇所)	個数(本)		
		必要本数	予備	合計
雨 水 排 水 路 集 水 枠 -1, 2, 3, 4, 7, 8	6	12	12	24
雨 水 排 水 路 集 水 枠-5, 6, 9	3	6	6	12
放 水 路 - A , B , C	3	6	6	12
合	計	12	24	48

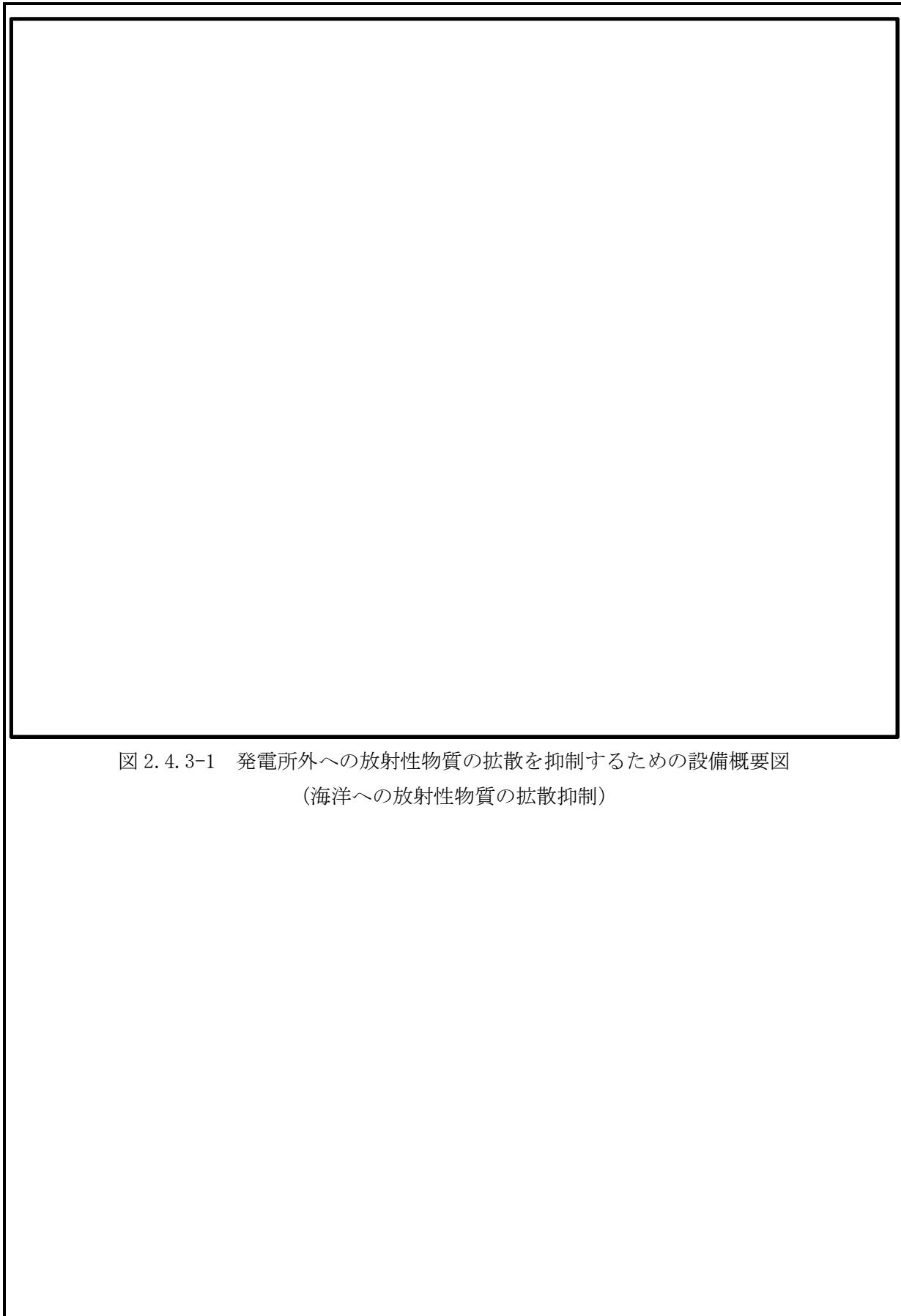


図 2.4.3-1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備概要図  
(海洋への放射性物質の拡散抑制)

## 2.5 非常用電源設備

### 2.5.1 メタルクラッド開閉装置

名 称		メタルクラッド開閉装置
容 量	A/個	2000
個 数	一	2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッド開閉装置\*は、以下の機能を有する。

メタルクラッド開閉装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（メタルクラッド開閉装置 HPCS の1系統を含む）のメタルクラッド開閉装置で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

メタルクラッド開閉装置の母線電圧は、上流に設置されている各変圧器及び非常用ディーゼル発電機の電圧と同じ 6900 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

メタルクラッド開閉装置の母線容量は、発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な負荷容量に基づき設計した非常用ディーゼル発電機の容量を基に設計する。

非常用ディーゼル発電機の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す非常用ディーゼル発電機の容量 6500 kVA に対し、以下のとおり 544 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{6500}{\sqrt{3} \times 6.9} = 543.9 \approx 544$$

I : 電流 (A)

Q : 非常用ディーゼル発電機の容量 (kVA) = 6500

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって、メタルクラッド開閉装置の母線容量は、544 Aに対し、十分な余裕を有する 2000 A/個とする。

2. 個数の設定根拠

メタルクラッド開閉装置は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

注記 \* : メタルクラッド開閉装置のうち、発電所を安全に停止するために必要な負荷、工学的安全施設の作動時に必要な負荷、重大事故等時の対応に必要な負荷に電力を供給する非常用のメタルクラッド開閉装置を示す。

### 2.5.2 パワーセンタ

名 称		パワーセンタ
容 量	A/個	4000
個 数	一	2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するパワーセンタ<sup>\*1</sup>は、以下の機能を有する。

パワーセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、2系統のパワーセンタで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

パワーセンタの母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して480 Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

パワーセンタの母線容量は、上流に設置されている動力変圧器から供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な容量のうち、最も多くの容量を要する発電所を安全に停止するために必要な負荷容量を表2.5.2-1及び表2.5.2-2に示す。

表2.5.2-1及び表2.5.2-2のうち、パワーセンタから供給される容量が最も大きくなるのは、制御棒駆動水圧系駆動水ポンプB、原子炉補機冷却系ポンプB、タービン補機冷却系ポンプB、非常用照明、非常用ガス処理装置、ディーゼル室換気装置、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ、蓄電池用充電器（通信連絡設備（SPDS）等）及びその他のモータコントロールセンタ負荷（燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの水位の監視設備、使用済燃料プールエリア放射線モニタ、モニタリング・ポスト、通信連絡設備等）に供給する2D系のパワーセンタであり、その合計容量は2313 kWであることから、容量は以下のとおり2892 kVAとなる。

$$Q = \frac{P}{\rho f} = \frac{2313}{0.8} = 2891.3 \approx 2892$$

Q : パワーセンタの容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 2313

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、パワーセンタの容量である 2892 kVA に対し、電流は以下のとおり 3479 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{2892}{\sqrt{3} \times 0.48} = 3478.5 \approx 3479$$

I : 電流 (A)

Q : パワーセンタの容量 (kVA) = 2892

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、パワーセンタの母線容量は 3479 A に対し、十分な余裕を有する 4000 A/個とする。

表 2.5.2-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2C 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ A	468
残留熱除去系ポンプ A	594
残留熱除去系海水系ポンプ A	895
残留熱除去系海水系ポンプ C	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ A	215
原子炉補機冷却系ポンプ A	190
タービン補機冷却系ポンプ A	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器	97
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの温度の監視設備、通信連絡設備等)	1170*3
負荷合計	4991

表 2.5.2-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2D 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ B	468
残留熱除去系ポンプ B	594
残留熱除去系海水系ポンプ B	895
残留熱除去系海水系ポンプ D	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ B	215
原子炉補機冷却系ポンプ B	190
タービン補機冷却系ポンプ B	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器（通信連絡設備（S P D S）等）	153
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの水位の監視設備、使用済燃料プールエリア放射線モニタ、モニタリング・ポスト、通信連絡設備等)	1288*3
負荷合計	5165

## 2. 個数の設定根拠

パワーセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

注記 \*1 : パワーセンタのうち、発電所を安全に停止するために必要な負荷、工学的安全施設の作動時に必要な負荷、重大事故等時の対応に必要な負荷に電力を供給する非常用のパワーセンタを示す。

\*2 : 添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」より抜粋

\*3 : 「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機などを起動する。

### 2.5.3 モータコントロールセンタ

名 称		モータコントロールセンタ
容 量	A/個	800
個 数	—	14

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ<sup>\*1</sup>は、以下の機能を有する。

モータコントロールセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するため設置する。

系統構成は、3系統（モータコントロールセンタ HPCS の1系統を含む）のモータコントロールセンタで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

モータコントロールセンタの母線電圧は、上流に設置されているパワーセンタの電圧と同じ480 Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

モータコントロールセンタの母線容量は、上流に設置されているパワーセンタから供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する発電所を安全に停止するために必要となる負荷容量を表2.5.3-1及び表2.5.3-2に示す。

表2.5.3-1及び表2.5.3-2に示す負荷のうち、モータコントロールセンタから供給される負荷は、非常用照明、非常用ガス処理装置、ディーゼル室換気装置、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ、蓄電池用充電器及びその他のモータコントロールセンタ負荷である。これらの負荷を各モータコントロールセンタの母線毎に振り分けた結果を表2.5.3-3に示す。

表2.5.3-3に示すモータコントロールセンタのうち、負荷容量が最大となるのは、モータコントロールセンタ 2C-6 の 495 kW であることから、容量は以下のとおり 619 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{495}{0.8} = 618.8 \approx 619$$

Q : モータコントロールセンタの容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 495

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、モータコントロールセンタの容量である 619 kVA に対し、電流は以下のとおり 745 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{619}{\sqrt{3} \times 0.48} = 744.5 \approx 745$$

I : 電流 (A)

Q : モータコントロールセンタの容量 (kVA) = 619

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、モータコントロールセンタの母線容量は 745 A に対し、十分な余裕を有する 800 A/個とする。

表 2.5.3-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2C 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ A	468
残留熱除去系ポンプ A	594
残留熱除去系海水系ポンプ A	895
残留熱除去系海水系ポンプ C	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ A	215
原子炉補機冷却系ポンプ A	190
タービン補機冷却系ポンプ A	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器	97
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの温度の監視設備、通信連絡設備等)	1170*3
負荷合計	4991

表 2.5.3-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2D 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ B	468
残留熱除去系ポンプ B	594
残留熱除去系海水系ポンプ B	895
残留熱除去系海水系ポンプ D	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ B	215
原子炉補機冷却系ポンプ B	190
タービン補機冷却系ポンプ B	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器 (通信連絡設備 (SPDS) 等)	153
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ, 使用済燃料プールの水位の監視設備, 使用済燃料プールエリア放射線モニタ, モニタリング・ポスト, 通信連絡設備等)	1288*3
負荷合計	5165

表 2.5.3-3 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (モータコントロールセンタ)

名称	2C-1	2C-2	2C-3	2C-4	2C-5	2C-6	2C-7	2C-8	2C-9
容量 (kW)	99	38	183	109	15	495	208	229	108
名称	2D-1	2D-2	2D-3	2D-4	2D-5	2D-6	2D-7	2D-8	2D-9
容量 (kW)	217	184	110	107	16	472	203	243	106

## 2. 個数の設定根拠

モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 7 個とし、合計 14 個\*4 設置する。

- 注記 \*1：モータコントロールセンタのうち、発電所を安全に停止するために必要な設備、工学的安全施設作動時に必要となる設備及び重大事故等時に必要な設備に電力を供給する非常用のモータコントロールセンタを示す。
- \*2：添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」より抜粋
- \*3：「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機などを起動する。
- \*4：モータコントロールセンタ 2C-1, 2C-2, 2D-1 及び 2D-2 はタービン・発電機補機など発電所を安全に停止するために必要な負荷にのみ電力を供給するモータコントロールセンタであり、重大事故等対処設備としては使用しない。

### 2.5.4 動力変圧器

名 称		動力変圧器
容 量	kVA/個	3333
個 数	一	2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器<sup>\*1</sup>は、以下の機能を有する。

動力変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3系統（動力変圧器 HPCS の1系統を含む）の動力変圧器で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3系統のうち2系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

動力変圧器の電圧は、上流に設置されているメタルクラッド開閉装置の母線電圧 6900 V を下流に設置されているパワーセンタに応じて降圧するため、6900/480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

動力変圧器の容量は、上流に設置されているメタルクラッド開閉装置の容量を下流に設置されているパワーセンタへ供給できる設計とする。

発電所を安全に停止するために必要な負荷容量、工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する発電所を安全に停止するために必要となる容量を表2.5.4-1及び表2.5.4-2に示す。

表2.5.4-1及び表2.5.4-2のうち、動力変圧器から供給される負荷は、制御棒駆動水圧系駆動水ポンプB、原子炉補機冷却系ポンプB、タービン補機冷却系ポンプB、非常用照明、非常用ガス処理装置、ディーゼル室換気装置、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ、蓄電池用充電器（通信連絡設備（SPDS）等）及びその他のモータコントロールセンタ負荷（燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの水位の監視設備、使用済燃料プールエリア放射線モニタ、モニタリング・ポスト、通信連絡設備等）であり、その合計容量は2313 kWとなることから、容量は以下のとおり 2892 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{2313}{0.8} = 2891.3 \approx 2892$$

Q : 動力変圧器の容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 2313

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、動力変圧器の容量は、2892 kVAに対し、十分な余裕を有する 3333 kVA/個とする。

表 2.5.4-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2C 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ A	468
残留熱除去系ポンプ A	594
残留熱除去系海水系ポンプ A	895
残留熱除去系海水系ポンプ C	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ A	215
原子炉補機冷却系ポンプ A	190
タービン補機冷却系ポンプ A	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器	97
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの温度の監視設備、通信連絡設備等)	1170*3
負荷合計	4991

表 2.5.4-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (2D 非常用ディーゼル発電機) \*2

設備・機器名	負荷容量 (kW)
補機冷却系海水系ポンプ B	468
残留熱除去系ポンプ B	594
残留熱除去系海水系ポンプ B	895
残留熱除去系海水系ポンプ D	895
制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ B	215
原子炉補機冷却系ポンプ B	190
タービン補機冷却系ポンプ B	250
非常用照明	78
非常用ガス処理装置	46
ディーゼル室換気装置	38
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器（通信連絡設備（S P D S）等）	153
その他のモータコントロールセンタ負荷*3 (燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プールの水位の監視設備、使用済燃料プールエリア放射線モニタ、モニタリング・ポスト、通信連絡設備等)	1288*3
負荷合計	5165

## 2. 個数の設定根拠

動力変圧器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

注記 \*1 : 動力変圧器のうち、発電所を安全に停止するために必要な負荷、工学的安全施設の作動時に必要な負荷、重大事故等時の対応に必要な負荷に電力を供給する非常用の動力変圧器を示す。

\*2 : 添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」より抜粋

\*3 : 「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機などを起動する。

### 2.5.5 メタルクラッド開閉装置 HPCS

名 称		メタルクラッド開閉装置 HPCS
容 量	A/個	2000
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するメタルクラッド開閉装置 HPCS は、以下の機能を有する。

メタルクラッド開閉装置 HPCS は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3 系統（メタルクラッド開閉装置 2C, 2D の 2 系統を含む）のメタルクラッド開閉装置で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3 系統のうち 2 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

メタルクラッド開閉装置 HPCS の母線電圧は、上流に設置されている各変圧器及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電圧と同じ 6900 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

メタルクラッド開閉装置 HPCS の母線容量は、工学的安全施設の作動時に必要となる負荷容量及び重大事故等時の対応に必要な負荷容量に基づき設計した高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量を基に設計する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量 3500 kVA に対し、以下のとおり 293 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{3500}{\sqrt{3} \times 6.9} = 292.9 \approx 293$$

I : 電流 (A)

Q : 高圧スプレイ系ディーゼル発電機の容量 (kVA) = 3500

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって、メタルクラッド開閉装置 HPCS の母線容量は、293 A に対し、十分な余裕を有する 2000 A/個とする。

2. 個数の設定根拠

メタルクラッド開閉装置 HPCS は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.6 モータコントロールセンタ HPCS

名 称		モータコントロールセンタ HPCS
容 量	A/個	800
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用するモータコントロールセンタ HPCS は、以下の機能を有する。

モータコントロールセンタ HPCS は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3 系統（モータコントロールセンタ 2C, 2D の 2 系統を含む）のモータコントロールセンタで構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3 系統のうち 2 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

モータコントロールセンタ HPCS の母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

モータコントロールセンタ HPCS の母線容量は、上流に設置されている動力変圧器 HPCS の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量を表 2.5.6-1 に示す。

表 2.5.6-1 のうち、モータコントロールセンタ HPCS から供給される負荷は、ディーゼル室換気装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、蓄電池用充電器及びその他のモータコントロールセンタ負荷であり、その合計容量は 111 kW であることから、容量は以下のとおり 139 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{111}{0.8} = 138.8 \approx 139$$

Q : モータコントロールセンタ HPCS の最大容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 111

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、モータコントロールセンタ HPCS の容量である 139 kVA に対し、電流は以下のとおり 168 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{139}{\sqrt{3} \times 0.48} = 167.2 \approx 168$$

I : 電流 (A)

Q : モータコントロールセンタ HPCS の最大容量 (kVA) = 139

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、モータコントロールセンタ HPCS の母線容量は 168 A に対し、十分な余裕を有する 800 A/個とする。

表 2.5.6-1 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）\*

設備・機器名	負荷容量 (kW)
高圧炉心スプレイ系ポンプ	1882
ディーゼル室換気装置	38
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器	10
その他のモータコントロールセンタ負荷	8
負荷合計	1993

## 2. 個数の設定根拠

モータコントロールセンタ HPCS は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

注記 \* : 添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」より抜粋

### 2.5.7 動力変圧器 HPCS

名 称		動力変圧器 HPCS
容 量	kVA/個	600
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する動力変圧器 HPCS は、以下の機能を有する。

動力変圧器 HPCS は、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、3 系統（動力変圧器 2C, 2D の 2 系統を含む）の動力変圧器で構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、3 系統のうち 2 系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

動力変圧器 HPCS の電圧は、上流に設置されているメタルクラッド開閉装置 HPCS の母線電圧 6900 V を下流に設置されているモータコントロールセンタ HPCS に応じて降圧するため、6900/480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

動力変圧器 HPCS の容量は、上流に設置されているメタルクラッド開閉装置 HPCS の容量を下流に設置されているモータコントロールセンタ HPCS へ供給できる設計とする。

工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量、重大事故等時の対応に必要な負荷容量のうち、最も多くの容量を要する工学的安全施設の作動時に必要な負荷容量を表 2.5.7-1 に示す。

表 2.5.7-1 のうち、動力変圧器 HPCS から供給される負荷は、ディーゼル室換気装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、蓄電池用充電器及びその他のモータコントロールセンタ負荷であり、その合計容量は 111 kW となることから、容量は以下のとおり 139 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{111}{0.8} = 138.8 \approx 139$$

Q : 動力変圧器 HPCS の容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 111

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、動力変圧器 HPCS の容量は、139 kVA に対し、十分な余裕を有する 600 kVA/個とする。

表 2.5.7-1 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）\*

設備・機器名	負荷容量 (kW)
高圧炉心スプレイ系ポンプ	1882
ディーゼル室換気装置	38
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	55
蓄電池用充電器	10
その他のモータコントロールセンタ負荷	8
負荷合計	1993

2. 個数の設定根拠

動力変圧器 HPCS は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

注記 \* : 添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」より抜粋

### 2.5.8 緊急用断路器

名 称		緊急用断路器
容 量	A/個	1200
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用断路器は、以下の機能を有する。

緊急用断路器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用海水ポンプへ電力を供給できる設計とする。また、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用動力変圧器及び緊急用パワーセンタを介して常設低圧代替注水系ポンプ及び代替循環冷却系ポンプへ電力を供給できる設計とする。さらに、緊急用パワーセンタから緊急用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用断路器の電圧は、下流に設置されている緊急用メタルクラッド開閉装置の電圧と同じ6900 Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用断路器の母線容量は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した常設代替高圧電源装置の容量を基に設計する。

常設代替高圧電源装置の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す常設代替高圧電源装置 5 台分の容量 8625 kVA に対し、以下のとおり 722 A/個である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{8625}{\sqrt{3} \times 6.9} = 721.7 \approx 722$$

I : 電流 (A)

Q : 常設代替高圧電源装置 5 台分の容量 (kVA) = 8625

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって、緊急用断路器の容量は、722 A に対し、十分な余裕を有する 1200 A/個とする。

2. 個数の設定根拠

緊急用断路器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

### 2.5.9 緊急用メタルクラッド開閉装置

名 称		緊急用メタルクラッド開閉装置
容 量	A/個	1200
個 数	—	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用メタルクラッド開閉装置は、以下の機能を有する。

緊急用メタルクラッド開閉装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用海水ポンプへ電力を供給できる設計とする。また、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用動力変圧器及び緊急用パワーセンタを介して常設低圧代替注水系ポンプ及び代替循環冷却系ポンプへ電力を供給できる設計とする。さらに、緊急用パワーセンタから緊急用モータコントロールセンタを経由して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用メタルクラッド開閉装置の母線電圧は、接続先であるメタルクラッド開閉装置 2C, 2D 及び下流に設置されている緊急用動力変圧器一次電圧と同じ 6900 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用メタルクラッド開閉装置の母線容量は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した常設代替高圧電源装置の容量を基に設計する。

常設代替高圧電源装置の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す常設代替高圧電源装置 5 台分の容量 8625 kVA に対し、以下のとおり 722 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{8625}{\sqrt{3} \times 6.9} = 721.7 \approx 722$$

I : 電流 (A)

Q : 常設代替高圧電源装置 5 台分の容量 (kVA) = 8625

V : 電圧 (kV) = 6.9

したがって、緊急用メタルクラッド開閉装置の母線容量は、722 A に対し、十分な余裕を有する 1200 A/個とする。

2. 個数の設定根拠

緊急用メタルクラッド開閉装置は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するためには必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

### 2.5.10 緊急用動力変圧器

名 称		緊急用動力変圧器
容 量	kVA/個	2000
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用動力変圧器は、以下の機能を有する。

緊急用動力変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置、緊急用動力変圧器及び緊急用パワーセンタを介して常設低圧代替注水系ポンプ、代替循環冷却系ポンプ及び緊急用モータコントロールセンタへ電力を供給できる設計とする。

緊急用動力変圧器の電圧は、上流に設置されている緊急用メタルクラッド開閉装置の母線電圧 6900 V を下流に設置されている緊急用パワーセンタに応じて降圧するため、6900/480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用動力変圧器は、常設低圧代替注水系ポンプ及び代替循環冷却系ポンプ及び緊急用モータコントロールセンタの容量を供給できる設計とする。

緊急用動力変圧器の負荷容量を表 2.5.10-1 に示す。

表 2.5.10-1 より、負荷容量の合計は、**1266.4 kW** となることから、容量は以下のとおり **1583 kVA** となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{1266.4}{0.8} = 1583$$

Q : 緊急用動力変圧器の容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = **1266.4**

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急用動力変圧器の容量は **1583 kVA** に対し、十分な余裕を有する **2000 kVA/個** とする。

表 2.5.10-1 緊急用動力変圧器の負荷容量

負荷	容量 (kW)
常設低圧代替注水系ポンプ (2台)	380
代替循環冷却系ポンプ	140
緊急用モータコントロールセンタ 1	139
緊急用モータコントロールセンタ 2	218.5
緊急用モータコントロールセンタ 3	388.9
合 計	1266.4

## 2. 個数の設定根拠

緊急用動力変圧器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。

### 2.5.11 緊急用パワーセンタ

名 称		緊急用パワーセンタ
容 量	A/個	3000
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用パワーセンタは、以下の機能を有する。

緊急用パワーセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用動力変圧器及び緊急用パワーセンタを介して常設低圧代替注水系ポンプ及び代替循環冷却系ポンプへ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、緊急用パワーセンタを介して常設低圧代替注水系ポンプへ電力を供給できる設計とする。さらに、緊急用パワーセンタから緊急用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用パワーセンタの母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用パワーセンタの母線容量は、上流に設置されている緊急用動力変圧器の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急用パワーセンタの負荷容量を表 2.5.11-1 に示す。

表 2.5.11-1 より、負荷容量の合計は、**1266.4 kW** となることから、容量は以下のとおり **1583 kVA** となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{1266.4}{0.8} = 1583$$

Q : 緊急用パワーセンタの容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = **1266.4**

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急用パワーセンタの容量である 1583 kVA に対し、電流は以下のとおり 1905 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{1583}{\sqrt{3} \times 0.48} = 1904.1 \approx 1905$$

I : 電流 (A)

Q : 緊急用パワーセンタの容量 (kVA) = 1583

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、緊急用パワーセンタの母線容量は 1905 A に対し、十分な余裕を有する 3000 A/個とする。

表 2.5.11-1 緊急用パワーセンタの負荷容量

負荷	容量 (kW)
常設低圧代替注水系ポンプ (2 台)	380
代替循環冷却系ポンプ	140
緊急用モータコントロールセンタ 1	139
緊急用モータコントロールセンタ 2	218.5
緊急用モータコントロールセンタ 3	388.9
合 計	1266.4

## 2. 個数の設定根拠

緊急用パワーセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.12 緊急用モータコントロールセンタ

名 称		緊急用モータコントロールセンタ
容 量	A/個	800
個 数	一	3

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用モータコントロールセンタは、以下の機能を有する。

緊急用モータコントロールセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用動力変圧器、緊急用パワーセンタ及び緊急用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、緊急用パワーセンタ及び緊急用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用モータコントロールセンタの母線電圧は、上流に設置されている緊急用パワーセンタの電圧と同じ 480 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用モータコントロールセンタの母線容量は、上流に設置されている緊急用パワーセンタから供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急用モータコントロールセンタの負荷を表 2.5.12-1 から表 2.5.12-3 に示す。

表 2.5.12-1 から表 2.5.12-3 に示す緊急用モータコントロールセンタのうち、負荷容量が最大となるのは、緊急用モータコントロールセンタ 3 の 388.9 kW であることから、容量は以下のとおり 487 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{388.9}{0.8} = 486.1 \approx 487$$

Q : 緊急用モータコントロールセンタの容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 388.9

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急用モータコントロールセンタの負荷容量 487 kVA に対し、電流は以下のとおり 586 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{487}{\sqrt{3} \times 0.48} = 585.8 \approx 586$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 487

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、緊急用モータコントロールセンタの母線容量は、586 Aに対し、十分な余裕を有する 800 A/個とする。

表 2.5.12-1 緊急用モータコントロールセンタ 1 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急用直流 125V 充電器	57
その他の低圧負荷 (常設低圧代替注水系ポンプ室空調ファン、緊急用電気室空調、HERMETIS(A)空調、 <b>高圧窒素ガス供給系(A)ポンベ空調等)</b>	82
合 計	139

表 2.5.12-2 緊急用モータコントロールセンタ 2 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
HERMETIS 制御盤	24
緊急用計装交流主母線盤 (原子炉建屋水素濃度計、使用済燃料プール監視カメラ空冷装置、モニタリング・ポスト等)	67
代替燃料プール冷却系ポンプ	22
緊急用無停電電源装置	24
緊急用海水ポンプ室空調ファン	3.7
その他の低圧負荷 (フィルタ装置移送ポンプ、フィルタ装置計装ラック、HERMETIS(B)空調、 <b>高圧窒素ガス供給系(B)ポンベ空調等)</b>	77.8
合 計	218.5

表 2.5.12-3 緊急用モータコントロールセンタ 3 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ	2.2
その他の低圧負荷 (常設代替高圧電源装置置場空調、プローアウトパネル等)	386.7
合 計	388.9

2. 個数の設定根拠

緊急用モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保に必要な個数である3個設置する。

### 2.5.13 緊急用計装交流主母線盤

名 称		緊急用計装交流主母線盤
容 量	kVA/個	50
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用計装交流主母線盤は、以下の機能を有する。

緊急用計装交流主母線盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用動力変圧器、緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ及び緊急用計装交流主母線盤を介して計装設備へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、緊急用パワーセンタ及び緊急用モータコントロールセンタ及び緊急用計装交流主母線盤を介して計装設備へ電力を供給できる設計とする。

緊急用計装交流主母線盤の電圧は、上流に設置されている緊急用モータコントロールセンタの母線電圧 480 V を下流に設置されている計装設備に応じて降圧するため、480/240-120 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用計装交流主母線盤の容量は、下流に設置されている計装設備の容量を供給できる設計とする。

緊急用計装交流主母線盤の負荷容量を表 2.5.13-1 に示す。

表 2.5.13-1 より、緊急用計装交流主母線盤の容量は、負荷容量 25 kVA に対し、十分な余裕を有する 50 kVA/個とする。

表 2.5.13-1 緊急用計装交流主母線盤の負荷容量

負荷	容量 (kVA)
使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	10
原子炉建屋水素濃度計	3
モニタリング・ポスト	3
その他の計装負荷 (フィルタ装置水素濃度計, フィルタ装置スクラビング水 pH 計等)	9
合 計	25

2. 個数の設定根拠

緊急用計装交流主母線盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.14 緊急用電源切替盤

名 称		緊急用電源切替盤			
		緊急用交流 電源切替盤	緊急用直流 電源切替盤	緊急用直流 計装電源切替盤	緊急用無停電 計装電源切替盤
容 量	A/個	65	120	50	50
個 数	—	2	1	2	1

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用電源切替盤は、以下の機能を有する。

緊急用電源切替盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

重大事故等対処設備として設置する緊急用電源切替盤は、緊急用交流電源切替盤、緊急用直流電源切替盤、緊急用直流計装電源切替盤及び緊急用無停電計装電源切替盤から構成される。各緊急用電源切替盤の系統構成は以下のとおり。

## ・緊急用交流電源切替盤

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器に接続し、緊急用メタルクラッド開閉装置から緊急用パワーセンタ、緊急用モータコントロールセンタ及び緊急用交流電源切替盤を介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用交流電源切替盤の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 480 V とする。

## ・緊急用直流電源切替盤

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池から緊急用直流 125V 主母線盤及び緊急用直流 125V モータコントロールセンタを介して緊急用直流電源切替盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流電源切替盤の電圧は、下流に設置されている直流負荷の電圧に電圧降下を考慮して 125 V とする。

・緊急用直流計装電源切替盤

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池から緊急用直流 125V 主母線盤及び緊急用直流 125V 計装用分電盤を介して緊急用直流計装電源切替盤へ接続することにより、計装設備へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流計装電源切替盤の電圧は、下流に設置されている計装設備の電圧に電圧降下を考慮して 125 V とする。

・緊急用無停電計装電源切替盤

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池から緊急用直流 125V 主母線盤、緊急用無停電電源装置及び緊急用無停電計装分電盤を介して緊急用無停電計装電源切替盤へ接続することにより、計装設備へ電力を供給できる設計とする。

緊急用無停電計装電源切替盤の電圧は、下流に設置されている計装設備の電圧に電圧降下を考慮して 120 V とする。

## 1. 容量の設定根拠

### 1.1 緊急用交流電源切替盤の容量 65 A/個

緊急用交流電源切替盤は、下流に設置されている電動弁（交流駆動）の容量を供給できる設計とする。

緊急用交流電源切替盤の容量は、電動弁（交流駆動）に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。

電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、低圧炉心スプレイ系注入弁 (E21-F005)、低圧注水系注入弁 A (E12-F042A)、低圧注水系注入弁 B (E12-F042B) 及び低圧注水系注入弁 C (E12-F042A) の 31 A である。

したがって、緊急用交流電源切替盤の容量は、31 A に対し十分な余裕を有する 65 A/個とする。

### 1.2 緊急用直流電源切替盤の容量 120 A/個

緊急用直流電源切替盤は、下流に設置されている電動弁（直流駆動）の容量を供給できる設計とする。

緊急用直流電源切替盤の容量は、電動弁（直流駆動）に電力を供給する電磁接触器 1 個当たりの容量であることから、負荷のうち、電磁接触器 1 個当たりの最大電流を基に設計する。

電磁接触器 1 個当たりの負荷電流が最大となるのは、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口弁及び原子炉隔離時冷却系原子炉注水弁の 40 A である。

したがって、緊急用直流電源切替盤の容量は、40 A に対し十分な余裕を有する 120 A/個

とする。

### 1.3 緊急用直流計装電源切替盤の容量 50 A/個

緊急用直流計装電源切替盤は、下流に設置されている計装設備の容量を供給できる設計とする。

緊急用直流計装電源切替盤の容量は、負荷に電力を供給する配線用遮断器1個当たりの容量であることから、負荷のうち、配線用遮断器1個当たりの負荷容量が最大となる容量を基に設計する。

配線用遮断器1個当たりの負荷容量が最大となるのは、安全パラメータ表示システム（S P D S）<sup>\*1</sup>の1.9 kVAとなる。

したがって、安全パラメータ表示システム（S P D S）の負荷容量1.9 kVAに対し、電流は以下のとおり16 Aである。

$$I = \frac{Q}{V} = \frac{1.9}{0.125} = 15.2 \doteq 16$$

I : 電流 (A)

Q : 容量 (kVA) = 1.9

V : 電圧 (kV) = 0.125

以上により、緊急用直流計装電源切替盤の容量は16 Aに対し、十分な余裕を有する50 A/個とする。

### 1.4 緊急用無停電計装電源切替盤の容量 50 A/個

緊急用無停電計装電源切替盤は、下流に設置されている計装設備の容量を供給できる設計とする。

緊急用無停電計装電源切替盤の容量は、負荷に電力を供給する配線用遮断器1個当たりの容量であることから、負荷のうち、配線用遮断器1個当たりの負荷容量が最大となる容量を基に設計する。

配線用遮断器1個当たりの負荷容量が最大となるのは、安全パラメータ表示システム（S P D S）<sup>\*2</sup>の0.7 kVAとなる。

したがって、安全パラメータ表示システム（S P D S）の負荷容量0.7 kVAに対し、電流は以下のとおり6 Aである。

$$I = \frac{Q}{V} = \frac{0.7}{0.12} = 5.8 \doteq 6$$

I : 電流 (A)

Q : 容量 (kVA) = 0.7

V : 電圧 (kV) = 0.12

以上により、緊急用無停電計装電源切替盤の容量は 6 A に対し、十分な余裕を有する 50 A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

### 2.1 緊急用交流電源切替盤の個数 2 個

緊急用交流電源切替盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

### 2.2 緊急用直流電源切替盤の個数 1 個

緊急用直流電源切替盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.3 緊急用直流計装電源切替盤の個数 2 個

緊急用直流計装電源切替盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

### 2.4 緊急用無停電計装電源切替盤の個数 1 個

緊急用無停電計装電源切替盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

注記 \*1：安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち、直流で運転する負荷。

\*2：安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち、交流で運転する負荷。

### 2.5.15 緊急用無停電計装分電盤

名 称		緊急用無停電計装分電盤
容 量	A/個	400
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用無停電計装分電盤は、以下の機能を有する。

緊急用無停電計装分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池から緊急用直流 125V 主母線盤及び緊急用無停電電源装置を介して緊急用無停電計装分電盤へ接続することにより、無停電で計装設備へ電力を供給できる設計とする。

緊急用無停電計装分電盤の電圧は、下流に設置されている計装設備の電圧に電圧降下を考慮して 120 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用無停電計装分電盤は、上流に設置されている緊急用無停電電源装置の容量を下流に設置されている計装設備へ供給できる設計とする。

したがって、添付書類「V-1-1-4-8-1-52 設定根拠に関する説明書（緊急用無停電電源装置）」に示す緊急用無停電電源装置の容量である 35 kVA に対し、電流は以下の通り 292 A である。

$$I = \frac{Q}{V} = \frac{35}{0.12} = 291.7 \approx 292$$

I : 電流 (A)

Q : 緊急用無停電電源装置の容量 (kVA) = 35

V : 電圧 (kV) = 0.12

以上により、緊急用無停電計装分電盤の容量は 292 A に対し、十分な余裕を有する 400 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

緊急用無停電計装分電盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.16 緊急用直流 125V 充電器

名 称		緊急用直流 125V 充電器
容 量	A/個	700
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用直流 125V 充電器は、以下の機能を有する。

緊急用直流 125V 充電器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置を緊急用断路器へ接続し、緊急用メタルクラップ開閉装置から緊急用動力変圧器、緊急用パワーセンタ及び緊急用モータコントロールセンタを介して緊急用直流 125V 充電器へ接続することにより、緊急用直流 125V 主母線盤へ電力を供給できる設計とする。また、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、緊急用パワーセンタ及び緊急用モータコントロールセンタを介して緊急用直流 125V 充電器へ接続することにより、緊急用直流 125V 主母線盤へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 充電器の電圧は、下流に設置されている緊急用 125V 主母線盤の電圧と同じ 125 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用直流 125V 充電器は、上流に設置される緊急用モータコントロールセンタの容量を下流に設置される緊急用直流 125V 主母線盤へ供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 充電器の容量は、設計基準対象施設の電源が喪失後、連続的に供給される直流負荷に対し、負荷切り離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

緊急用直流 125V 充電器の容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-57 設定根拠に関する説明書（緊急用 125V 系蓄電池）」の表 1-1 に示す、設計基準対象施設の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される負荷電流の 170 A に対し十分な余裕を有する 700 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

緊急用直流 125V 充電器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するため必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.17 緊急用直流 125V 主母線盤

名 称		緊急用直流 125V 主母線盤
容 量	A/個	1200
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用直流 125V 主母線盤は、以下の機能を有する。

緊急用直流 125V 主母線盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池を緊急用直流 125V 主母線盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、可搬型直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤を介して直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 主母線盤の母線電圧は、接続される緊急用 125V 系蓄電池の電圧と同じ 125V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用直流 125V 主母線盤は、緊急用 125V 系蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 主母線盤の母線容量は、設計基準対象施設の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷の容量を基に設計する。

緊急用直流 125V 主母線盤の母線容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-57 設定根拠に関する説明書（緊急用 125V 系蓄電池）」の表 1-1 に示す、設計基準対象施設の電源が喪失後 1 分以後、連続的に給電される負荷電流の 170 A に対し十分な余裕を有する 1200 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

緊急用直流 125V 主母線盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.18 緊急用直流 125V モータコントロールセンタ

名 称		緊急用直流 125V モータコントロールセンタ
容 量	A/個	400
個 数	一	1

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用直流 125V モータコントロールセンタは、以下の機能を有する。

緊急用直流 125V モータコントロールセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池を緊急用直流 125V 主母線盤に接続し、緊急用直流 125V モータコントロールセンタを介して直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V モータコントロールセンタの母線電圧は、上流に設置されている緊急用 125V 主母線盤の電圧と同じ 125 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

緊急用直流 125V モータコントロールセンタは、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V モータコントロールセンタの負荷は全て電動弁であり、全ての電動弁が同時に動作することはないため、負荷の最大直流電流を基に設計する。

緊急用直流 125V モータコントロールセンタ負荷の最大直流電流は、添付書類「V-1-1-4-8-1-57 設定根拠に関する説明書（緊急用 125V 系蓄電池）」の表 1-1 のうち、高圧代替注水系注入弁の 295 A である。

したがって、緊急用直流 125V モータコントロールセンタの容量は、最大直流電流である 295 A に対し十分な余裕を有する 400 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

緊急用直流 125V モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.19 緊急用直流 125V 計装分電盤

名 称		緊急用直流 125V 計装分電盤
容 量	A/個	400
個 数	一	1

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急用直流 125V 計装分電盤は、以下の機能を有する。

緊急用直流 125V 計装分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、常設代替直流電源設備である緊急用 125V 系蓄電池を緊急用直流 125V 主母線盤に接続し、緊急用直流 125V 計装分電盤を介して、計装設備へ電力を供給できる設計とする。

また、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、可搬型直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤、緊急用直流 125V 主母線盤、緊急用直流 125V 計装分電盤を経由して、計装設備へ電力を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 計装分電盤の電圧は、下流に設置されている計装設備の電圧と同じ 125 V とする。

## 1. 容量の設定根拠

緊急用直流 125V 計装分電盤は、下流に設置されている計装設備の容量を供給できる設計とする。

緊急用直流 125V 計装分電盤の負荷を表 2.5.19-1 に示す。

緊急用直流 125V 計装分電盤の容量は、表 2.5.19-1 に示す負荷電流 93 A に対し、十分な余裕を有する 400 A/個とする。

表 2.5.19-1 緊急用直流 125V 計装分電盤の負荷

負荷	負荷電流 (A)
緊急用パワーセンタ遮断器制御電源	9
緊急用無停電電源装置制御電源	7
常設代替高圧電源装置遠隔操作盤	4
高圧代替注水制御盤	15
S A制御盤, S A監視盤, S A変換器盤	20
計測装置 (格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W, S/C), 原子炉隔離時冷却系系統流量 等)	19
緊急用 125V 系蓄電池室水素濃度計	1
安全パラメータ表示システム (S P D S)	16
逃がし安全弁	2
合 計	93

## 2. 個数の設定根拠

緊急用直流 125V 計装分電盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.20 緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置 (東海、東海第二発電所共用)
容 量	A/個	1200
個 数	一	1
<b>【設定根拠】</b>		
(概要)		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置は、以下の機能を有する。		
緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。		
系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ及び緊急時対策所用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。		
緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置の母線電圧は、接続元であるメタルクラッド開閉装置 2A-3, 2B-2 及び下流に設置されている緊急時対策所用動力変圧器一次電圧と同じ 6900 V とする。		
1. 容量の設定根拠		
緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置の母線容量は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した緊急時対策所用発電機の容量を基に設計する。		
緊急時対策所用発電機の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す緊急時対策所用発電機の容量 1725 kVA に対し、以下のとおり 145 A である。		
$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{1725}{\sqrt{3} \times 6.9} = 144.3 \approx 145$		
I : 電流 (A) Q : 緊急時対策所用発電機の容量 (kVA) = 1725 V : 電圧 (kV) = 6.9		
したがって、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置の母線容量は、145 A に対し、十分な余裕を有する 1200 A/個とする。		
2. 個数の設定根拠		
緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。		

## 2.5.21 緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用動力変圧器 (東海、東海第二発電所共用)
容 量	kVA/個	1400
個 数	—	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用動力変圧器は、以下の機能を有する。

緊急時対策所用動力変圧器は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ及び緊急時対策所用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急時対策所用動力変圧器の電圧は、上流に設置されている緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置の母線電圧 6900 V を下流に設置されている緊急時対策所用パワーセンタに応じて降圧するため、6900/480 V とする。

- 容量の設定根拠

緊急時対策所用動力変圧器は、緊急時対策所用モータコントロールセンタの容量を供給できる設計とする。

緊急時対策所用動力変圧器の負荷容量は表 2.5.21-1 に示す。

表 2.5.21-1 より、負荷容量の合計は、240.3 kW となることから、容量は以下のとおり 301 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{240.3}{0.8} = 300.4 \approx 301$$

$Q$  : 容量 (kVA)  
 $P$  : 必要負荷 (kW) = 240.3  
 $p f$  : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用動力変圧器の容量は 301 kVA に対し、十分な容量を有する 1400 kVA/個とする。

表 2.5.21-1 緊急時対策所用動力変圧器の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所用モータコントロールセンタ 2A	103.5
緊急時対策所用モータコントロールセンタ 2B	136.8
合 計	240.3

2. 個数の設定根拠

緊急時対策所用動力変圧器は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.22 緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用パワーセンタ (東海、東海第二発電所共用)
容 量	A/個	1800
個 数	一	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用パワーセンタは、以下の機能を有する。

緊急時対策所用パワーセンタは、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ及び緊急時対策所用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急時対策所用パワーセンタの母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧低下を考慮して 480 V とする

- 容量の設定根拠

緊急時対策所用パワーセンタの母線容量は、上流に設置されている緊急時対策所用動力変圧器の容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急時対策所用パワーセンタの負荷容量は表 2.5.22-1 に示す。

表 2.5.22-1 より、負荷容量の合計は、240.3 kW となることから、容量は以下のとおり 301 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p f} = \frac{240.3}{0.8} = 300.4 \approx 301$$

Q : 容量 (kVA)  
P : 必要負荷 (kW) = 240.3  
p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用パワーセンタの容量は 301 kVA に対し、電流は以下のとおり 363 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{301}{\sqrt{3} \times 0.48} = 362.1 \approx 363$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 301

V : 電圧 (kV) = 0.48

したがって、緊急時対策所用パワーセンタの母線容量は、363 Aに対し、十分な余裕を有する 1800 A/個とする。

表 2.5.22-1 緊急時対策所用パワーセンタの負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所用モータコントロールセンタ 2A	103.5
緊急時対策所用モータコントロールセンタ 2B	136.8
合 計	240.3

## 2. 個数の設定根拠

緊急時対策所用パワーセンタは、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.23 緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用モータコントロールセンタ (東海、東海第二発電所共用)
容 量	A/個	1200, 800
個 数	一	2

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用モータコントロールセンタは、以下の機能を有する。

緊急時対策所用モータコントロールセンタは、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ及び緊急時対策所用モータコントロールセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急時対策所用モータコントロールセンタの母線電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 480 V 及び 210 V とする

## 1. 容量の設定根拠

## 1.1 緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタの容量 1200 A/個

緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタの母線容量は、上流に設置されている緊急時対策所用パワーセンタから供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタの負荷を表 2.5.23-1 及び表 2.5.23-2 に示す。

表 2.5.23-1 及び表 2.5.23-2 に示す緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタのうち、負荷容量が最大となるのは、緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタ 2B の 136.8 kW であることから、容量は以下のとおり 171 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{136.8}{0.8} = 171$$

Q : 容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 136.8

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタ 2B の負荷容量 171 kVA に対し、電流は以下のとおり 206 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{171}{\sqrt{3} \times 0.48} = 205.7 \approx 206$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 171

V : 電圧 (kV) = 0.48

以上により、緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタの母線容量は、206 A に対し、十分な余裕を有する 1200 A/個とする。

表 2.5.23-1 緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタ 2A の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所非常用送風機 2A	15
緊急時対策所非常用フィルタ装置 2A	35
緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタ 2A	16.5
緊急時対策所用発電機制御盤等	20
緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1	1.75
緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2	15.25
合 計	103.5

表 2.5.23-2 緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタ 2B の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所非常用送風機 2B	15
緊急時対策所非常用フィルタ装置 2B	35
緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタ 2B	16.5
緊急時対策所用発電機制御盤等	20
緊急時対策所用 100V 分電盤 1	9.3
緊急時対策所用直流 125V 充電器	41
合 計	136.8

1.2 緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの容量 800 A/個

緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの母線容量は、上流に設置されている緊急時対策所用 480V モータコントロールセンタから供給される容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの負荷を表 2.5.23-3 及び表 2.5.23-4 に示す。

表 2.5.23-3 及び表 2.5.23-4 に示す緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの負荷容量は同等の 16.5 kW であることから、容量は以下のとおり 21 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{16.5}{0.8} = 20.6 \approx 21$$

Q : 容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 16.5

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの負荷容量 21 kVA に対し、電流は以下のとおり 58 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{21}{\sqrt{3} \times 0.21} = 57.7 \approx 58$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 21

V : 電圧 (kV) = 0.21

以上により、緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタの母線容量は、58 A に対し、十分な余裕を有する 800 A/個とする。

表 2.5.23-3 緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタ 2A の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所用発電機給油ポンプ 2A	1.5
緊急時対策所用発電機制御盤等	15
合 計	16.5

表 2.5.23-4 緊急時対策所用 210V モータコントロールセンタ 2B の負荷容量

負荷	容量 (kW)
緊急時対策所用発電機給油ポンプ 2B	1.5
緊急時対策所用発電機制御盤等	15
合 計	16.5

2. 個数の設定根拠

緊急時対策所用モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 2 個設置する。

## 2.5.24 緊急時対策所用 100V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用 100V 分電盤 (東海、東海第二発電所共用)		
		緊急時対策所用 100V 分電盤 1	緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1	緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2
容 量	A/個	800	800	400
個 数	—	1	1	1
<b>【設定根拠】</b>				
(概要)				
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用 100V 分電盤は、以下の機能を有する。				
緊急時対策所用 100V 分電盤は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。				
重大事故等対処設備として設置する緊急時対策所用 100V 分電盤は、緊急時対策所用 100V 分電盤 1、緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 から構成される。各緊急時対策所用 100V 分電盤の系統構成は以下のとおり。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1</li> </ul> <p>系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ、緊急時対策所用モータコントロールセンタ、緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 を介して低圧負荷へ給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 105 V とする</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2</li> </ul> <p>系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所発電機を緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置に接続し、緊急時対策所用動力変圧器、緊急時対策所用パワーセンタ、緊急時対策所用モータコントロールセンタ、緊急時対策所用無停電電源装置及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 を介して低圧負荷へ給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の電圧は、下流に設置されている低圧負荷の電圧に電圧降下を考慮して 105 V とする。</p>				

## 1. 容量の設定根拠

### 1.1 緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の容量 800 A/個

緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の容量は、上流に設置されている緊急時対策所用モータコントロールセンタの容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の負荷を表 2.5.24-1 及び表 2.5.24-2 に示す。

表 2.5.24-1 及び表 2.5.24-2 に示す緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 のうち、負荷容量が最大となるのは、緊急時対策所用 100V 分電盤 1 の 9.3 kW であることから、容量は以下のとおり 12 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{9.3}{0.8} = 11.6 \approx 12$$

Q : 容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 9.3

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用 100V 分電盤 1 の負荷容量 12 kVA に対し、電流は以下のとおり 66 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{12}{\sqrt{3} \times 0.105} = 65.9 \approx 66$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 12

V : 電圧 (kV) = 0.105

以上により、緊急時対策所用 100V 分電盤 1 及び緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の容量は、66 A に対し、十分な余裕を有する 800 A/個とする。

表 2.5.24-1 緊急時対策所用 100V 分電盤 1 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
消火設備	1
放射線管理設備	8.3
合 計	9.3

表 2.5.24-2 緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
自動火災報知設備	1.75
合 計	1.75

## 1.2 緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の容量 400 A/個

緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の容量は、上流に設置されている緊急時対策所用モータコントロールセンタの容量を下流に設置されている低圧負荷へ供給できる設計とする。

緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の負荷を表 2.5.24-3 に示す。

表 2.5.24-3 より、負荷容量の合計は、15.25 kW となることから、容量は以下のとおり 20 kVA となる。

$$Q = \frac{P}{p_f} = \frac{15.25}{0.8} = 19.1 \approx 20$$

Q : 容量 (kVA)

P : 必要負荷 (kW) = 15.25

p f : 力率 (平均) = 0.8

したがって、緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の容量は 20 kVA に対し、電流は以下のとおり 110 A である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{20}{\sqrt{3} \times 0.105} = 109.9 \approx 110$$

I : 電流 (A)

Q : 必要容量 (kVA) = 20

V : 電圧 (kV) = 0.105

以上により、緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の容量は、110 A に対し、十分な余裕を有する 400 A/個とする。

表 2.5.24-3 緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の負荷容量

負荷	容量 (kW)
安全パラメータ表示システム (S P D S), 衛星電話設備 (固定型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	11.4
放射線管理設備	1
自動火災報知設備	2.85
合 計	15.25

## 2. 個数の設定根拠

### 2.1 緊急時対策所用 100V 分電盤 1 の個数 1 個

緊急時対策所用 100V 分電盤 1 は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.2 緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 の個数 1 個

緊急時対策所用 100V 分電盤 2-1 は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.3 緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 の個数 1 個

緊急時対策所用 100V 分電盤 2-2 は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.25 緊急時対策所用直流 125V 主母線盤（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用直流 125V 主母線盤 (東海、東海第二発電所共用)
容 量	A/個	1200
個 数	一	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用直流 125V 主母線盤は、以下の機能を有する。

緊急時対策所用直流 125V 主母線盤は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所の直流電源設備である緊急時対策所用 125V 系蓄電池を緊急時対策所用直流 125V 主母線盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急時対策所用直流 125V 主母線盤の母線電圧は、接続される緊急時対策所用 125V 系蓄電池の電圧と同じ 125 V とする。

- 容量の設定根拠  
緊急時対策所用直流 125V 主母線盤の母線容量は、緊急時対策所用 125V 系蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。  
緊急時対策所用直流 125V 主母線盤の母線容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-58 設定根拠に関する説明書（緊急時対策所用 125V 系蓄電池（東海、東海第二発電所共用））」の表 1-1 に示す、常用電源設備の受電が喪失後 1 分以降、連続的に給電される負荷電流の 320 A に対し十分な余裕を有する 1200 A/個とする。
- 個数の設定根拠  
緊急時対策所用直流 125V 主母線盤は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

## 2.5.26 緊急時対策所用直流 125V 分電盤（東海、東海第二発電所共用）

名 称		緊急時対策所用直流 125V 分電盤 (東海、東海第二発電所共用)
容 量	A/個	800
個 数	一	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する緊急時対策所用直流 125V 分電盤は、以下の機能を有する。

緊急時対策所用直流 125V 分電盤は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所の機能及び居住性の維持に必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所の直流電源設備である緊急時対策所用 125V 系蓄電池から緊急時対策所用直流 125V 主母線盤を経由し、緊急時対策所用直流 125V 分電盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

緊急時対策所用直流 125V 分電盤の電圧は、下流に設置されている直流負荷の電圧と同じ 125V とする

- 容量の設定根拠  
緊急時対策所用直流 125V 分電盤は、緊急時対策所用 125V 系蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。  
緊急時対策所用直流 125V 分電盤の容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-58 設定根拠に関する説明書（緊急時対策所用 125V 系蓄電池（東海、東海第二発電所共用））」の表 1-1 に示す、常用電源設備の受電が喪失後 1 分以降、連続的に給電される負荷電流の 320 A に対し十分な余裕を有する 800 A/個とする。
- 個数の設定根拠  
緊急時対策所用直流 125V 分電盤は、重大事故等対処設備として緊急時対策所に必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.27 可搬型代替低圧電源車接続盤

名 称			可搬型代替低圧電源車接続盤
容 量	A/個	交流入出力	1600
		可搬型整流器交流入力	600
		可搬型整流器直流出力	400
個 数	—	2	

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車接続盤は、以下の機能を有する。

可搬型代替低圧電源車接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するため設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、非常用のパワーセンタ又は緊急用パワーセンタを介して低圧負荷へ電力を供給できる設計とする。

また、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流 125V 主母線盤又は緊急用直流 125V 主母線盤に必要な電力を供給できる設計とする。

可搬型代替低圧電源車接続盤の交流入出力の電圧は、接続先であるパワーセンタ 2C, 2D, 緊急用パワーセンタ及び可搬型整流器用変圧器一次電圧と同じ 480 V, 可搬型整流器交流入力の電圧は、上流に設置されている可搬型整流器用変圧器の電圧と同じ 210 V, 可搬型整流器直流出力の電圧は、上流に接続する可搬型整流器の使用電圧と同じ 150 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

可搬型代替低圧電源車接続盤は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した可搬型代替低圧電源車、可搬型整流器用変圧器及び可搬型整流器の容量を基に設計する。

##### 1.1 可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（交流入出力） 1600 A/個

可搬型代替低圧電源車の電流は、添付書類「V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて示す可搬型代替低圧電源車 2 台分の容量 1000 kVA に対し、以下のとおり 1203 A/個である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{1000}{\sqrt{3} \times 0.48} = 1202.8 \approx 1203$$

I : 電流 (A)

Q : 可搬型代替低圧電源車 2 台分の容量 (kVA) = 1000

V : 電圧 (kV) = 0.48

したがって、可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（交流入出力）は、1203 A に対し、十分な余裕を有する 1600 A/個とする。

### 1.2 可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（可搬型整流器交流入力） 600 A/個

可搬型整流器用変圧器の電流は、可搬型整流器用変圧器の容量 150 kVA に対し、以下のとおり 413 A/個である。

$$I = \frac{Q}{\sqrt{3} \times V} = \frac{150}{\sqrt{3} \times 0.21} = 412.4 \approx 413$$

I : 電流 (A)

Q : 可搬型整流器用変圧器の容量 (kVA) = 150

V : 電圧 (kV) = 0.21

したがって、可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（可搬型整流器交流入力）は、413 A に対し、十分な余裕を有する 600 A/個とする。

### 1.3 可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（可搬型整流器直流出力） 400 A/個

可搬型整流器の電流は、添付書類「V-1-1-4-8-1-53 設定根拠に関する説明書（可搬型整流器）」に示すとおり 400 A（可搬型整流器 4 個分）である。

したがって、可搬型代替低圧電源車接続盤の容量（可搬型整流器直流出力）は、可搬型整流器 4 個分の容量 400 A と同じ 400 A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

可搬型代替低圧電源車接続盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するため必要な電力を確保する可搬型代替低圧電源車の保有数の 2 セットと同じ、2 個設置する。

## 2.5.28 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤

名 称		可搬型代替直流電源設備用電源切替盤
容 量	A/個	400
個 数	一	1
<b>【設定根拠】</b>		
(概要)		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型代替直流電源設備用電源切替盤は、以下の機能を有する。		
<p>可搬型代替直流電源設備用電源切替盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を介して直流125V主母線盤又は緊急用直流125V主母線盤に必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の電圧は、接続先である直流125V主母線盤2A, 2B及び緊急用直流125V主母線盤の電圧と同じ125Vとする</p>		
1. 容量の設定根拠		
可搬型代替直流電源設備用電源切替盤は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した可搬型整流器の容量を基に設計する。		
可搬型整流器の電流は、添付書類「V-1-1-4-8-1-53 設定根拠に関する説明書（可搬型整流器）」に示すとおり400A（可搬型整流器4個分）である。		
したがって、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の容量は、可搬型整流器4個分の容量400Aと同じ400A/個とする。		
2. 個数の設定根拠		
可搬型代替直流電源設備用電源切替盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である1個設置する。		

## 2.5.29 可搬型整流器用変圧器

名 称		可搬型整流器用変圧器
容 量	kVA/個	150
個 数	一	2

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型整流器用変圧器は、以下の機能を有する。

可搬型整流器用変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤に接続し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を介して直流125V主母線盤又は緊急用直流125V主母線盤に必要な電力を供給できる設計とする。

可搬型整流器用変圧器の電圧は、上流に設置されている可搬型代替低圧電源車接続盤の交流出力電圧480Vを下流に設置されている可搬型整流器に応じて降圧するため、480/210Vとする。

## 1. 容量の設定根拠

可搬型整流器用変圧器は、重大事故等時に必要な容量に基づき設計した可搬型整流器の容量を基に設計する。

可搬型整流器の容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-53 設定根拠に関する説明書（可搬型整流器）」にて示す可搬型整流器4個分の容量60kWに対し、以下のとおり112kVAである。

$$Q = \frac{P}{p_f \cdot e_f} = \frac{60}{0.6 \times 0.9} \doteq 112$$

Q : 可搬型整流器用変圧器の容量 (kVA)

P : 可搬型整流器4個分の容量 (kW) = 60

p\_f : 力率 = 0.6

e\_f : 効率 = 0.9

以上により、可搬型整流器用変圧器の容量は、112kVAに対し、十分な余裕を有する150kVA/個とする。

2. 個数の設定根拠

可搬型整流器用変圧器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するため必要な電力を確保するために必要な可搬型整流器の保有数の2セットと同じ、2個設置する。

## 2.5.30 直流 125V 主母線盤

名 称		直流 125V 主母線盤
容 量	A/個	1200
個 数	一	2

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する直流 125V 主母線盤は、以下の機能を有する。

直流 125V 主母線盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設直流電源設備である 125V 系蓄電池 A 系、B 系を直流 125V 主母線盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

直流 125V 主母線盤の母線電圧は、接続される 125V 系蓄電池 A 系、B 系の電圧と同じ 125 V とする。

## 1. 容量の設定根拠

直流 125V 主母線盤は、125V 系蓄電池 A 系、B 系の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

直流 125V 主母線盤の母線容量は、設計基準対象施設の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

直流 125V 主母線盤の母線容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-54 設定根拠に関する説明書（125V 系蓄電池 A 系、B 系）」表 1-1 及び表 1-2 にて示す設計基準対象施設の電源が喪失後 1 分以降、連続的に給電される最大負荷電流である 285 A に対し十分な余裕を有する 1200 A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

直流 125V 主母線盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

## 2.5.31 直流 125V モータコントロールセンタ

名 称		直流 125V モータコントロールセンタ
容 量	A/個	600
個 数	一	2

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する直流 125V モータコントロールセンタは、以下の機能を有する。

直流 125V モータコントロールセンタは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設直流電源設備である 125V 系蓄電池から直流 125V 主母線盤を介して直流 125V モータコントロールセンタへ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

直流 125V モータコントロールセンタの母線電圧は、上流に設置されている直流 125V 主母線盤の電圧と同じ 125 V とする。

## 1. 容量の設定根拠

直流 125V モータコントロールセンタは、下流に設置されている直流負荷の容量を供給できる設計とする。

直流 125V モータコントロールセンタの負荷は全て電動弁であり、全ての電動弁が同時に動作することはないため、負荷の最大直流電流を基に設計する。

直流 125V モータコントロールセンタの負荷のうち最大直流負荷は、添付書類「V-1-1-4-8-1-54 設定根拠に関する説明書（125V 系蓄電池 A 系、B 系）」表 1-1 の直流 125V モータコントロールセンタ（直流電動弁他）のうち、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口弁及び原子炉隔離時冷却系原子炉注水弁の 170 A である。

したがって、直流 125V モータコントロールセンタの容量は、最大直流電流である 170 A に対し十分な余裕を有する 600 A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

直流 125V モータコントロールセンタは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 2 個設置する。

### 2.5.32 非常用無停電計装分電盤

名 称		非常用無停電計装分電盤
容 量	A/個	400
個 数	一	2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用無停電計装分電盤は、以下の機能を有する。

非常用無停電計装分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、所内常設直流電源設備である 125V 系蓄電池 A 系、B 系から直流 125V 主母線盤及び非常用無停電電源装置を介して非常用無停電計装分電盤へ接続することにより、無停電で計装設備へ電力を供給できる設計とする。

非常用無停電計装分電盤の電圧は、下流に設置されている計装設備の電圧に電圧降下を考慮して 120 V とする。

#### 1. 容量の設定根拠

非常用無停電計装分電盤は、上流に設置されている非常用無停電電源装置の容量を下流に設置されている計装設備へ供給できる設計とする。

したがって、添付書類「V-1-1-4-8-1-51 設定根拠に関する説明書（非常用無停電電源装置）」に示す非常用無停電電源装置の容量である 35 kVA に対し、電流は以下の通り 292 A である。

$$I = \frac{Q}{V} = \frac{35}{0.12} = 291.7 \approx 292$$

I : 電流 (A)

Q : 非常用無停電電源装置の容量 (kVA) = 35

V : 電圧 (kV) = 0.12

以上により、非常用無停電計装分電盤の容量は 292 A に対し、十分な余裕を有する 400 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

非常用無停電計装分電盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

## 2.5.33 直流 125V 主母線盤 HPCS

名 称		直流 125V 主母線盤 HPCS
容 量	A/個	800
個 数	一	1

## 【設定根拠】

## (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する直流 125V 主母線盤 HPCS は、以下の機能を有する。

直流 125V 主母線盤 HPCS は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備である 125V 系蓄電池 HPCS 系を直流 125V 主母線盤 HPCS に接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

直流 125V 主母線盤 HPCS の母線電圧は、接続される 125V 系蓄電池 HPCS 系の電圧と同じ 125V とする。

## 1. 容量の設定根拠

直流 125V 主母線盤 HPCS は、125V 系蓄電池 HPCS 系の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

直流 125V 主母線盤 HPCS の母線容量は、設計基準対象施設の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷の容量を基に設計する。

直流 125V 主母線盤 HPCS の母線容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-55 設定根拠に関する説明書（125V 系蓄電池 HPCS 系）」の表 1-1 にて示す、設計基準対象施設の電源が喪失後 1 分以後、連続的に給電される負荷電流の 5 A に対し十分な余裕を有する 800 A/個とする。

## 2. 個数の設定根拠

直流 125V 主母線盤 HPCS は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

### 2.5.34 直流±24V 中性子モニタ用分電盤

名 称		直流±24V 中性子モニタ用分電盤
容 量	A/個	50
個 数	一	2

#### 【設定根拠】

##### (概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する直流±24V 中性子モニタ用分電盤は、以下の機能を有する。

直流±24V 中性子モニタ用分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、非常用直流電源設備である中性子モニタ用蓄電池を直流±24V 中性子モニタ用分電盤へ接続することにより、直流負荷へ電力を供給できる設計とする。

直流±24V 中性子モニタ用分電盤の電圧は、接続される中性子モニタ用蓄電池の電圧と同じ±24 Vとする。

#### 1. 容量の設定根拠

直流±24V 中性子モニタ用分電盤は、中性子モニタ用蓄電池の容量を直流負荷へ供給できる設計とする。

直流±24V 中性子モニタ用分電盤の母線容量は、設計基準対象施設の電源が喪失後、連続的に給電される直流負荷のうち、最大となる直流負荷の容量を基に設計する。

直流±24V 中性子モニタ用分電盤の容量は、添付書類「V-1-1-4-8-1-56 設定根拠に関する説明書（中性子モニタ用蓄電池）」の表 1-1 及び表 1-2 にて示す、連続的に給電される最大負荷電流である 20 A に対し十分な余裕を有する 50 A/個とする。

#### 2. 個数の設定根拠

直流±24V 中性子モニタ用分電盤は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である各系列に 1 個とし、合計 2 個設置する。

## 2.6 浸水防護施設

### 2.6.1 防護カバー

名 称	防護カバー
配管とのすき間	mm 両側合計□以下

#### 【設定根拠】

##### (概要)

原子炉隔離時冷却系配管の想定破損による蒸気漏えい発生時において、その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設として蒸気影響の緩和に期待する防護カバーは、以下の機能を有する。

防護カバーは、原子炉隔離時冷却系配管の想定破損による漏えい蒸気による防護すべき設備への影響を緩和するために、原子炉隔離時冷却系配管のターミナルエンド部に設置する。

防護カバーと配管とのすき間寸法を両側合計□ mm 以下とすることで、漏えい蒸気による原子炉建屋内原子炉棟内の温度が、添付書類「V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」にて設定した原子炉建屋原子炉棟内の評価用環境条件 (100 °C) を超えない設計とする。

#### 1. 配管とのすき間の設定根拠

防護カバーと配管とのすき間（両側合計□ mm）からの漏えい蒸気による原子炉建屋原子炉棟内の最高温度が 100 °C 以下となる設計とする。

漏えい蒸気による原子炉建屋原子炉棟内の最高温度は、防護カバーと配管とのすき間から算出される漏えい蒸気流量等を条件とし、熱流体解析コード GOTHIC により蒸気拡散解析を実施して算出する。蒸気拡散解析の評価手順については、添付書類「V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」にて示す手順に準ずる。また、漏えい蒸気流量は蒸気単層臨界流として“Murdock-Bauman 相関式”より算出する。

防護カバーを設置する配管口径は 10B (外径 : 267.4 mm) 及び 4B (外径 : 114.3 mm) であり、すき間を両側合計□ mm として設定した防護カバーの内径は配管口径 10B の場合で□ mm、配管口径 4B の場合で□ mm となる。防護カバーと配管とのすき間の断面積は以下の式より、配管口径 10B の場合で□ mm<sup>2</sup>、配管口径 4B の場合で□ mm<sup>2</sup> となる。

#### 【10B の場合】

$$A_1 = \left( \frac{1}{4} \times \pi \times D_1^2 \right) - \left( \frac{1}{4} \times \pi \times D_2^2 \right) = \boxed{\quad}$$

$$A_2 = A_1 \times 2 = \boxed{\quad}$$

A<sub>1</sub> : 防護カバーと配管とのすき間の断面積 (片端) (mm<sup>2</sup>)

A<sub>2</sub> : 防護カバーと配管とのすき間の断面積 (両端) (mm<sup>2</sup>)

D<sub>1</sub> : 防護カバー内径 (mm) = □

D<sub>2</sub> : 配管外径 (mm) = 267.4

## 【4Bの場合】

$$A_3 = \left( \frac{1}{4} \times \pi \times D_3^2 \right) - \left( \frac{1}{4} \times \pi \times D_4^2 \right) = \boxed{\quad}$$

$$A_4 = A_3 \times 2 = \boxed{\quad}$$

$A_3$  : 防護カバーと配管とのすき間の断面積（片端）(mm<sup>2</sup>)

$A_4$  : 防護カバーと配管とのすき間の断面積（両端）(mm<sup>2</sup>)

$D_3$  : 防護カバー内径 (mm) =

$D_4$  : 配管外径 (mm) = 114.3

また、漏えい蒸気の流出圧力及び流出温度は、原子炉隔離時冷却系配管の最高使用圧力及び最高使用温度より 8.62 MPa 及び 302 °C とする。防護カバーと配管のすき間からの漏えい蒸気の流出流量は、防護カバーと配管とのすき間の断面積、流出圧力及び流出温度より、配管口径 10B の場合で  kg/s、配管口径 4B の場合で  kg/s となる。

蒸気漏えい発生区画における最高温度は、表 2.6.1-1 に示す解析条件における蒸気拡散解析により、配管口径 10B の場合で  °C、配管口径 4B の場合で  °C となる。また、蒸気漏えい発生区画以外の区画は蒸気漏えい発生区画より温度が上昇することはないことから、原子炉建屋原子炉棟内の温度が 100 °C を超えることはない。

表 2.6.1-1 解析条件

項目	解析条件	
	配管口径 10B	配管口径 4B
蒸気漏えい発生区画 (空間体積 [m <sup>3</sup> ])	原子炉建屋原子炉棟 2 階東 側エリア (1810)	残留熱除去系熱交換器 A 室 (1100)
流出流量 [kg/s]	<input type="text"/>	<input type="text"/>
流出圧力 [MPa]		8.62
流出温度 [°C]		302
初期温度 [°C]	40 (原子炉建屋原子炉棟全域)	
破断発生から離隔までの時間	蒸気漏えい発生区画の温度が <input type="text"/> °C 到達から <input type="text"/> 秒後	
空調条件	停止状態を考慮	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートシンクとなる構造物への熱伝達による温度低下は考慮しない。</li> <li>・プローアウトパネルの開放は考慮しない。</li> </ul>	

これより、漏えい蒸気による原子炉建屋原子炉棟内の温度が 100 °C 以下とするために、防護カバーと配管とのすき間部の寸法を両側合計  mm 以下とする設計とする。